第５次東御市地域福祉計画
第５期東御市地域福祉活動計画
（東御市再犯防止推進計画）

案

●年●月●日

東御市

はじめに

人口減少や少子高齢化による担い手不足、核家族化の進行など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。とりわけ近年は、いわゆる「8050 問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、対応が困難な複合化・複雑化した生活課題が顕在化してきているほか、地域のつながりが徐々に希薄化している中で、困りごとを抱えていても、誰にも相談できずに孤立・孤独状態に陥ってしまう問題も深刻さを増しています。市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現は、喫緊の課題となっています。

このような状況の中、本市では、誰もが地域の中で支えあい、共に生きる「地域共生社会」を実現するために、「第 5 次東御市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、地域福祉の充実をさらに深化させ、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、各分野における課題に対応するとともに、分野を横断した包括的な支援体制の構築を推進するものです。

また、地域福祉活動の方向性を示す「地域福祉計画」とその具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を本計画から一体的に策定し、「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを推進していきます。さらには、これまでの再犯防止に向けた取り組みも、「東御市再犯防止推進計画」として策定し、本計画に包含することで、地域社会の中で再び活躍できる環境づくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に議論していただいた東御市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様、アンケートやパブリックコメントなどを通じて、多くの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた市民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

東御市長

あいさつ

近年、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などが課題として浮き彫りになっています。暮らしに複数の困難な状況を抱える人や世帯が増加し、安心して暮らしを続ける権利が十分まもられていない状況の人もいます。

これらを改善・解決するためには、東御市行政や東御市社会福祉協議会のみならず地域住民や団体、福祉事業者、企業等が垣根を越えて、相互に連携し、地域共生社会を築くことが重要だと言われています。

こうした背景のもと、第5期地域福祉活動計画を策定いたしました。計画は、市の地域福祉計画と一体的に策定し、地域の福祉課題に対する具体的な取り組みを示しています。特に重要な項目として、コミュニティソーシャルワーカーによる地域の団体や活動をつなげる取り組み、また相談を多方面からつなげる仕組みづくりを計画しました。地域コミュニティの活性化はもちろん、課題を地域の関係者と共に改善・解決し、人々が状況に応じて「支え手と受け手」になることができる包括的な相談支援体制づくりを進めてまいります。

本計画は、住民一人ひとりが主体となり、多様な生き方と権利を尊重し合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域を実現するための実行計画です。地域住民・団体の皆様には、引き続き積極的な活動へのご参加とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました策定委員会の皆様、ご助言を賜りました地域住民・団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月
社会福祉法人
東御市社会福祉協議会
会 長　横 山 好 範

目　　次

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨…………………………………………… 1
2　計画の位置づけ…………………………………………… 2
3　計画の期間……………………………………………… 3

第2章　計画策定の背景

1　地域福祉政策の動向……………………………………… 4
2　東御市の課題と対応……………………………………… 7

第3章　計画の基本理念と目標

1　基本理念…………………………………………………12
2　基本原則…………………………………………………13
3　基本目標…………………………………………………14
4　計画の体系……………………………………………… 15

第4章　施策の展開

基本目標1　地域福祉を推進する人づくり………………… 17
　施策1－1　ともに生きる福祉意識の醸成…………………17
　施策1－2　地域福祉活動の担い手育成……………………20

基本目標2　安全・安心に暮らせる地域づくり…………… 23
　施策2－1　暮らしを守る防災・防犯体制の充実…………23
　施策2－2　健康づくりを支える地域活動の推進…………25
　施策2－3　子育て・子育ちを支える地域づくり………… 27

基本目標3　支えあい、つながる環境づくり………………29
　施策3－1　顔の見える交流の促進……………………… 29
　施策3－2　地域ぐるみの支えあい推進……………………31
　施策3－3　誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の整備……… 33

第5章　計画の推進体制

1　計画策定体制…… 37
2　計画の進行管理…… 38

第6章　一体的に推進する項目

1　成年後見制度の利用促進について…… 39
2　東御市再犯防止推進計画について…… 40
（1）計画の概要…… 40
（2）再犯防止に係る現状と分析…… 41
（3）基本方針と施策の方向…… 49
（4）施策の実施体制…… 53

資料編

1　統計データ…… 54
2　アンケート結果…… 57
3　計画策定の経過…… 64
4　東御市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿…… 66
5　東御市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱…… 67

第1章　計画の概要

1　計画策定の趣旨

（1）地域福祉計画について

本市では、分野ごとの個別計画により進めてきた福祉施策に関し、平成 19 年3月に「東御市地域福祉計画」を策定し、第一次計画の取組成果や新たな課題を踏まえて平成 24 年4月に第二次東御市地域福祉計画を、平成 29 年4月には地域という横軸の視点から福祉を捉えるとともに個別分野に共通する理念や考えを反映させた第三次東御市地域福祉計画を策定しました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴う地域コミュニティの関係性の希薄化や社会的孤立、また、物価高騰等による生活困窮など、地域における福祉生活課題は複雑・多様化しています。このため、令和2年3月に策定した第4次東御市地域福祉計画を見直し、社会情勢の変化や地域福祉の現状について、行政はもとより、東御市社会福祉協議会（以下、社協）をはじめとする地域福祉に関する支援団体、地域、事業所や団体、そして市民一人ひとりが主体的な行動をとり、誰もが自分らしく安心してこの地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指します。特に、地域の特性や資源を生かして「互助」を実践すること、そして、「自助、共助、公助」の役割分担を踏まえて、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支えあう力を高めることが重要です。行政と地域住民、関係機関等が協働して地域福祉活動に取り組むため、「第5次東御市地域福祉計画」を策定します。

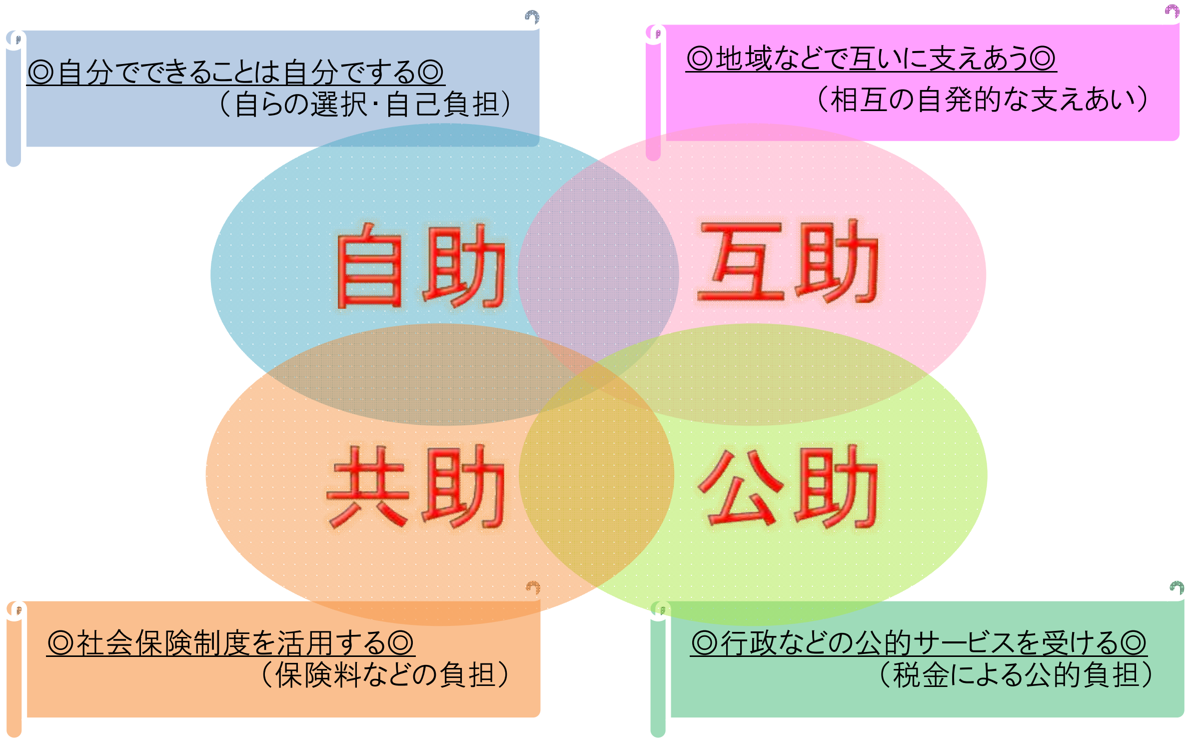

行政が公的に担うサービスを提供しつつ、自助・互助・共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進します。

（2）地域福祉活動計画について

本計画は、地域住民、関係機関、各種団体、企業、福祉事業所や行政・社会福祉協議会などが協力して、全ての住民が安心して快適に生活できる環境を整えるための実行計画です。特に、住民同士の絆や支えあい、交流活動を推進することで、地域が抱える生活や福祉に関する課題を解決することを目指しています。

特に、「第５期地域福祉活動計画」では、第４期までの実施によって浮き彫りになった地域の実情や、地域福祉計画で定められた市全体の福祉的な方針、社協主催の地域福祉懇談会等で地域住民から得られた地域づくりに関するデータをもとに、地域住民との協働による地域福祉活について具体化させるため、を策定するものです。

社協では、同時期に「東御市社会福祉協議会総合計画（以下、総合計画）」を策定し、本計画と併せた地域福祉活動の推進を目指しています。総合計画では、社協が地域住民等と協働し、福祉活動を推進するための組織基盤づくり及び持続可能な事業運営のための経営基盤づくりを示しています。これら両計画は、市の地域福祉計画や各種計画で示された東御市全体としての福祉的な方針に基づき策定されており、関係機関と連携した取り組みを目指しています。

〔地域福祉活動計画・社協総合計画等の関係性〕

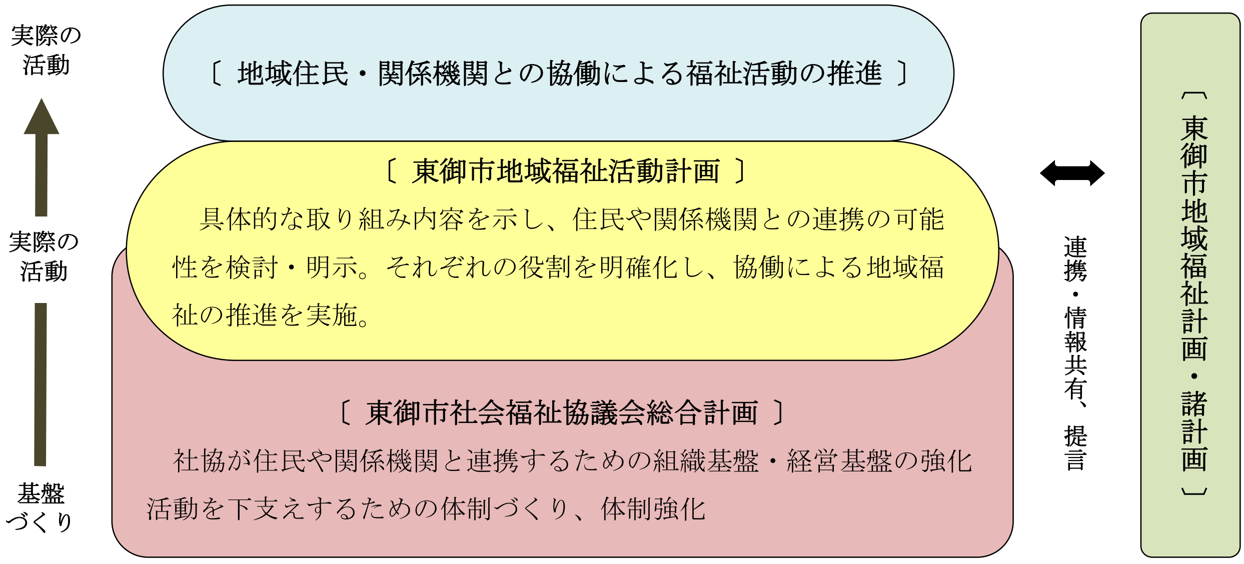

社協は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」という規定が設けられている民間の社会福祉法人です。本計画もその規定に則って策定されるものですが、その推進には、地域住民や関係機関の参画が欠かせません。そこで社協では、本計画の策定により地域住民や関係機関持つ能力を地域福祉の推進に活かせる関係づくりを目指します。

東御市地域福祉活動計画・東御市社会福祉協議会総合計画　共通理念

「　一人ひとりの豊かな暮らしを未来のとうみへ！
～多様な主体と共につながりを力に、悩み笑える『とうみづくり』に取り組みます～　」

2 計画の位置付け

（1）法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、社協の地域福祉活動計画は、策定に法的な根拠はありませんが、社協が実施する地域福祉推進事業により実効性をもたせ、計画的・継続的に実施するために策定するものです。

なお、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第8条第1項に基づく「東御市再犯防止推進計画」を本計画に包含します。

（2）計画の性格

本計画は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る様々な福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、行政と地域住民、関係機関等が解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

地域福祉の理念を定める「地域福祉計画」をより実効性のある計画とするため、社協が策定する本計画の理念等を具現化する計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、上位計画である東御市総合計画から福祉面を推進し、高齢者、障がい者、児童、健康づくりに関わる市の分野別計画との連携を図ります。

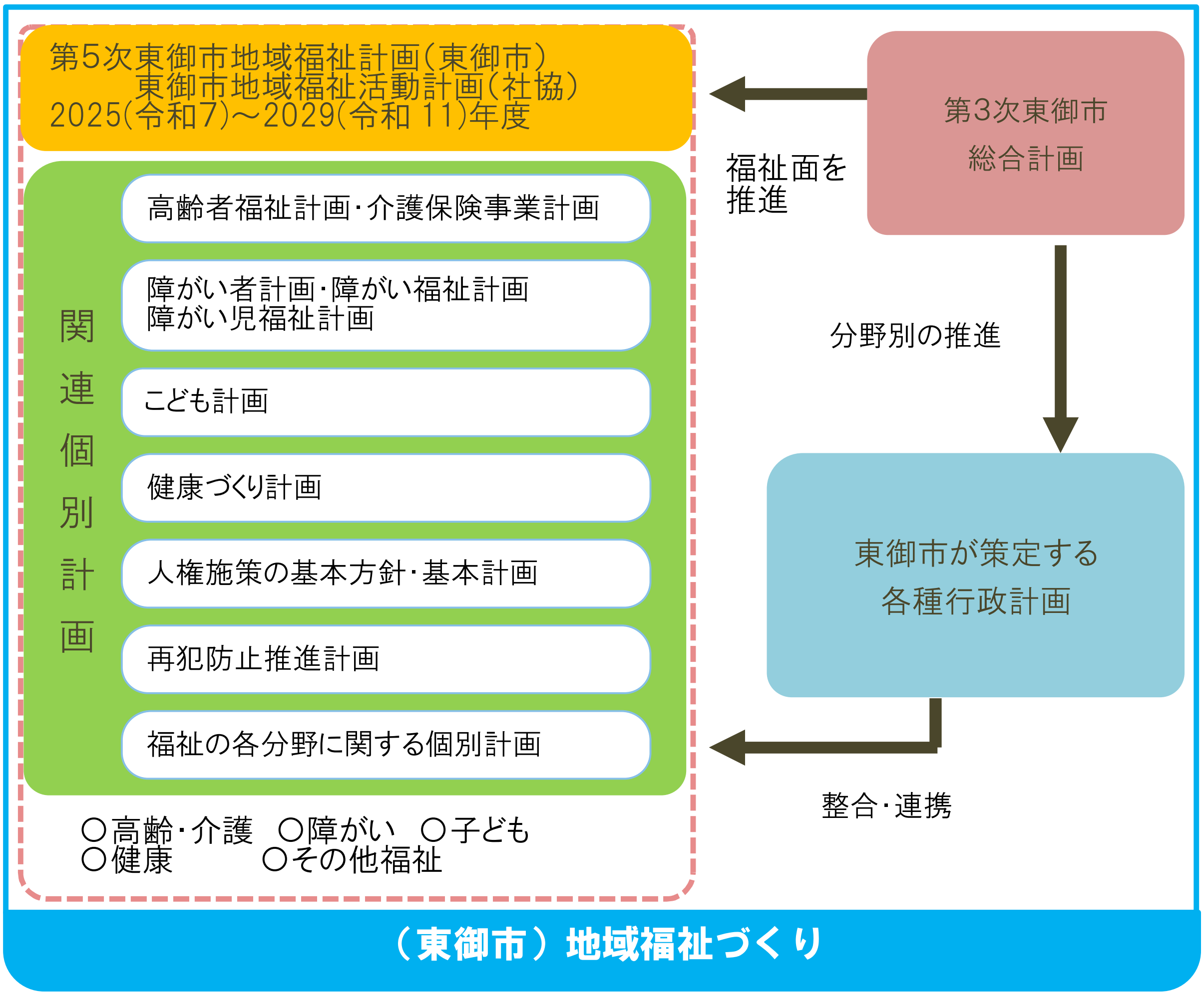

3　計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化による新たな課題等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計　画 ＼ 年　度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
東御市総合計画	第２次（後期）				第３次（前期）					
東御市地域福祉計画	第４次					第５次 第５期				
東御市地域福祉活動計画（社協）	第４期									
東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画		第８期			第９期			第１０期		
東御市障がい者計画		第４次						第５次		
東御市障がい福祉計画 東御市障がい児福祉計画		第２期			第３期			第４期		
東御市子ども計画						第１期 （第３期内包）				
東御市子ども・子育て支援事業計画	第２期									
東御市健康づくり計画 東御市自殺対策計画	第２次（後期）					第３次（前期）				
東御市人権施策の基本方針・基本計画		第３回					第４回			
東御市再犯防止推進計画						第１期				

第2章　計画策定の背景

1　地域福祉政策の動向

（1)国の動向

国では、平成 12 年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、災害時要配慮者支援、社会的孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援などを地域福祉計画に盛り込むよう示されました。

こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、国では、地域共生社会の実現に向けて、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が打ち出されました。

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体（団体等）が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。社会が変化し続ける中、社会福祉法等の改正をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

出典：厚生労働省　地域共生社会のポータルサイト

(2)地域生活課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、人口減少、単身高齢世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族[1]化、ひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化により、家庭及び地域の支えあいの機能が低下しています。

また、8050 問題[2]やダブルケア[3]、ヤングケアラー[4]等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

なお、第4次計画においても、地域福祉を推進するための各主体の役割を明らかにするとともに、様々な取組を進めてきたところですが、課題はさらに深刻化しています。

(3)新たな社会的課題の対応

令和元年東日本台風は、本市の各種都市基盤（インフラ）や、経済活動へ甚大な被害をもたらしました。令和6年だけでも、1月に能登半島地震、8月には南海トラフ地震と立て続けに規模の大きな災害が発生しています。過去に経験のない規模の被災により、住民の安否確認や避難行動、避難生活などの場面において、「公助」に増して、地域や身近にいる人で助けあう「共助・互助」の重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実行性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。遠くの国・地域でおきている事象ではなく、身近な地域でも災害が起こりえるため、最大限の備えが必要です。

また、新型コロナウィルス[5]の感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、日常生活、社会システムが大きく変容しました。家族や近隣住民との交流が憚れる、マスクの着用義務等、今までの常識では考えられないような人との接し方、関わり方を求められました。特に、市民のつどいの場における集まりは、令和2，3年度においては、実施回数の減少または開催中止等、大きな影響を受けました。アフターコロナ[6]の活動に対しても要配慮者には感染リスクが伴うため、地域福祉活動の大きな足枷となっていました。

このような時代の変換期においてデジタル化による社会の仕組みの再構築が各地で進められています。国を挙げて DX（デジタル・トランスフォーメーション）[7]の取組が進められる中、子育て世帯から高齢者世帯まで、全世帯を対象に地域福祉分野を含めたあらゆる分野において、デジタル技術を活用することで、新たな日常への対応や飛躍的な利便性の向上が期待されています。

---

[1]核家族：社会における家族の形態の一つ。「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子」等をさす。

[2]8050 問題：80 代前後の高齢の親が 50 代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。

[3]ダブルケア：育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと（晩婚化・助産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い）。

[4]ヤングケアラー：一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

[5]新型コロナウィルス：2019 年 12 月初旬に，中国の武漢市で第 1 例目の感染者が報告されてから，わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となった感染症。

[6]アフターコロナ：新型コロナが収束した後という時期的なこと。

[7]DX（デジタル・トランスフォーメーション）：情報技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(4)地域福祉推進の地域・圏域の考え方

本市は、平成 16 年4月1日に小県郡東部町・北佐久郡北御牧村の2町村が合併し、東御市となりました。このため、本計画での地域とは、一般的な地理的圏域を示す場合と各地区(東部町の4地区と北御牧の1地区)を示す場合があります。さらに細分化された住民自治にもとづく67の単位区・自治区(行政区)があり、区・自治区の運営などは、それぞれによって異なります。

地域福祉の推進を考える際は、こうした地域生活課題を一律に市全体で捉えるのではなく、より身近な地域の中で検討し、圏域ごとの役割を意識するとともに、地域住民等が主体的に解決へ取り組むことが必要です。ついては、圏域を以下のように考え、機能を明確にして、圏域の特性を活かしていきます。

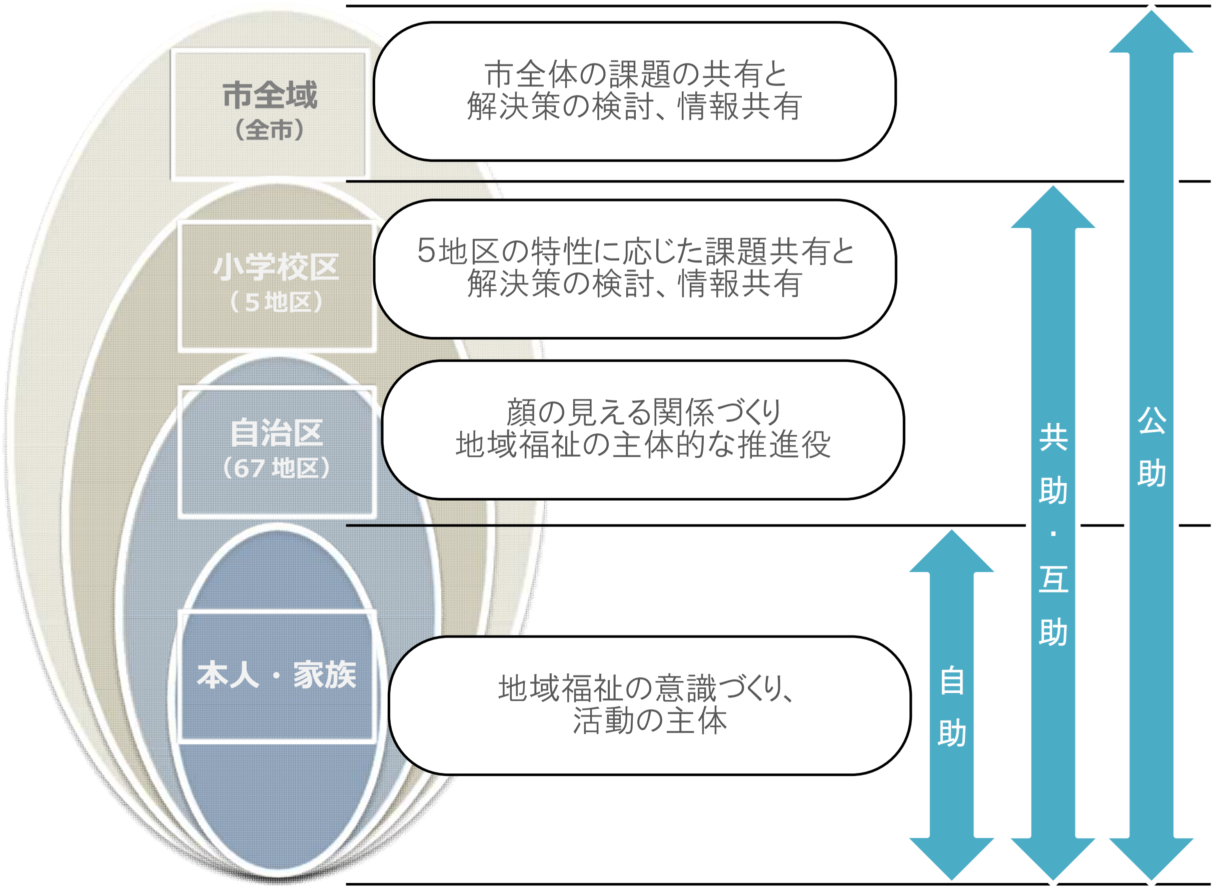

地域福祉の圏域イメージ

2 東御市の課題と対応

本市の地域福祉活動は、新型コロナウィルス感染症の拡大から、地域のつながりや集まりに制限がかかるなど、多大な影響を受けました。多くの方が外出を控え、居宅で長い時間を過ごしたことで身体の働きが低下し、フレイル[8]の進行が懸念され、心身への影響が少なからず露見してきています。また、高齢者に限らず、生活困窮、社会的孤立[9]の進行、若者の活動の場や自立、また児童虐待[10]など子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。これらのことから、改めて地域の支えあいや地域づくりが求められています。

(1) 第4次計画の評価からみる課題・成果等

東御市地域福祉計画推進・策定委員会及び庁内会議において、第4次計画の評価と検証を行いました。感染症の影響によりイベントや講座などが開催されなかった他、各目標における課題が挙げられました。

基本目標Ⅰ－1「生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す」は、コロナ禍で受診控えがありましたが、特定検診等の受診率は増加傾向になりました。一方で肥満者の割合は増加傾向にあり、市民の方が健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本目標Ⅰ－2「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」は、生活困窮者自立支援事業において、対面と電話のみの相談方法からLINE[11]相談を開始しました。さらに児童虐待の件数が年々増加傾向にあるなか、子どもサポートセンター[12]開設により、早期発見、対応を行っています。複合的な課題を抱える家庭など、個々の状況に応じた、庁内外の関係機関との包括的な支援の更なる強化を図ってまいりました。また、障害福祉サービス事業所への通所利用者が年々増加傾向にあるなか、障がいの有無に関わらず、互いに理解し合いながら交流できる放課後支援体制の構築が課題になっています。

基本目標Ⅰ－3「元気で生きがいのある高齢社会を目指す」は、いきいきサロン等地域の集まりへ専門職の講師を派遣して要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防事業へつなげました。また、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを中心に「チームオレンジ」[13]が立ち上げ、認知症当事者と家族を地域で支えています。

基本目標Ⅱ－1「安心して子どもを産み育てられるまちを目指す」は、地区の公民館、市内の自然運動公園等での交流拡大を図るため、遊びの提供や親子交流、子育てに関する学び、相談事業等を開催しました。子育て家庭の負担軽減と子育て支援センターの機能強化として、一時預かり事業や子ども第三の居場所、子育て家庭の訪問事業などを実施し、今後は、子育て支援センターの利用拡大に向けた新たなサービス基盤づくりを進めます。

---

[8]フレイル：加齢や疾患などにより、心身の様々な機能が脆弱になった状態

[9]社会的孤立：家族や地域等のコミュニティとほとんど接触がない状態。

[10]虐待：自分の保護下にある者に対し、長期間にわたる暴力や日常的ないやがらせや無視等の行為を行うこと。身体的だけでなく心理的、性的、経済的やネグレクト等を含む。

[11]LINE：個人間やグループ内の会話が非公開で行えるチャット型のサービス。

[12]子どもサポートセンター：子どもやその親を切れ目なく横断的に支援するため、創設した部署。

[13]チームオレンジ：認知症サポーターを中心に、認知症の人やその家族をチームとして支える活動。

（2）統計データ

本市では、年々人口減少・少子高齢化が進んでいます。それに伴い、福祉ニーズが拡大する一方で、担い手不足が懸念されています。市民一人ひとりが支え手として活躍できる、活躍しやすい環境と地域づくりが課題となっています。

また、高齢者のみの世帯、核家族世帯や知的・精神障がい者手帳所持者が増加しており、世帯が抱える課題の複雑化・複合化に対し、既存の支援体制から分野や縦割りを超えた分野横断的な連携がより重要となっています。

近年の新型コロナウィルス感染症の影響で、生活困窮に関する相談件数が飛躍的に増加しました。また、アフターコロナとなった昨今でも、物価高騰に直面した世帯が依然多く、相談件数は高止まりしています。社会的孤立につながらないよう、市や社協が連携して支援を継続していく必要があります。

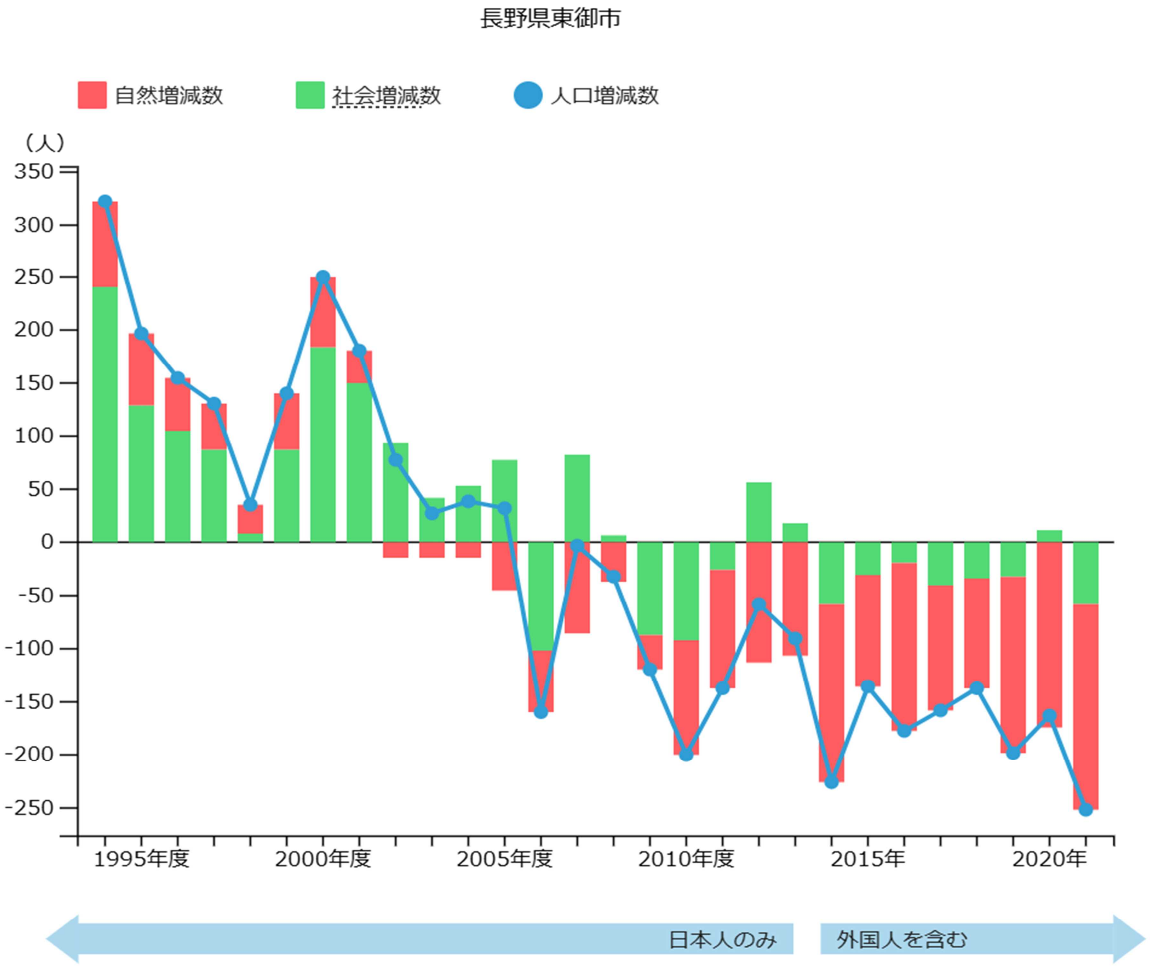

出典：内閣府 地方創生推進室 ビッグデータチーム

(3)「地域福祉懇談会」の結果

2024 年 2 月に社協が 5 小学校区で開催した「地域福祉懇談会」では、「フューチャー・デザイン」というワークショップの手法を使い、150 年先の東御市の地域づくりについて大切となることについて、参加者に考えてもらったところ、下記のような意見が集約されました。

今先送りにしたくないこと（手放したいこと）	・区の役員やボランティアなどの担い手不足　・モノに固執すること ・環境保全や荒廃地や景観の問題　・空き家の対策 ・差別意識　・人同士のつながりや交流の希薄化　・人口の減少
未来に残したいもの	・地域の伝統・文化の行事　・歴史的な建造物や文化の保全 ・近所づきあい・人同士のふれあい・つながり・交流 ・農産物の生産　・安心安全の食生活・食文化　・人を思いやる心 ・店舗やワイナリーを中心にした経済活動　・人が集まる場所
新たに取り組みたいもの	・災害時の区・隣組のつながりの強化　・若者世代の働く場の確保 ・つながりを作る場や集まる機会　・新しい交通手段の確保 ・子が育つ環境や教育の取り組み　・自然や環境保全の取り組み ・子育て世代を地域で支える取り組み　・老後を元気に楽しく生活できる工夫 ・高齢社会に向けたサポート体制の充実 ・農業の充実と新たな取り組みによる活性化

(4)アンケート結果

本市に住所を有する 16 歳以上の方 1,000 人を対象にアンケート調査を実施し、317 人からの回答を得ました。以下がアンケート結果の一例となります。

分類	主な意見
近隣との関係	・近隣との付き合いが希薄化（特に新住民とのつながりが薄れている）。 ・顔の見える関係の再構築と地域コミュニティの活性化が課題となっています。
地域活動への参加	・区の活動への参加が減少（「参加していない」と回答する人が増加）。 ・ボランティア活動への関心は高い（参加意欲はあるが、具体的な行動に移せていない）。 ・参加しやすい環境づくりと、意欲を参加につなげる仕組みが必要。
相談先に関する事	・相談先が公的機関から親密圏へシフト: 自助・共助・互助の重要性が高まっている。 ・公的機関の相談窓口の周知と、相談支援体制の強化が必要。
生活困窮者自立支援について	・制度の認知度が低い（「わからない」と回答する人が多い）。 ・生活支援のニーズが高い（就労支援だけでなく、生活全般の支援を求める声が多い）。 ・制度の周知と、多様な支援メニューの提供が必要。

（5）当市の地域生活課題

各ワークショップや地域福祉懇談会（学生への聞き取り含む）、庁内会議等において意見聴取を行った結果、次のとおり当市の課題が挙げられました。

分　類	主な意見
地域福祉活動の担い手不足	・地域ボランティアや役員の担い手不足が顕著。 ・福祉サービスの担い手の人材確保が困難。
高齢化の進行	・高齢者の就業率の増加やニーズの変化などでシニアクラブの登録者数が減少傾向にある。 ・一人暮らしの高齢者が増え、「共助」の重要性が高まっている。 ・地区での困りごとで、田畑の管理が困難になりつつある。 ・高齢者自身の生活支援や死亡時の対応に、不安がある。
福祉や人権への理解不足	・福祉を「自分事ごと」として捉えにくい。 ・社会全体において男女平等への理解が浸透していない。 ・障がいを持った人や福祉の支援を必要とする人への理解が浸透していない。
交流の機会減少	・コロナ禍を明けて、地域活動が減少し、近所づきあいを含めた交流が減少した。 ・若年世代の方々や外国人居住者との交流の機会が乏しい。
防災への対応	・災害発生時の「避難行動要支援者」の対応に不安がある。 ・隣近所の方を気にしている余裕がない。
移動手段の確保	・通院、買い物等の移動が困難。 ・数年後、車を手放したときに移動手段がなくなる。
健康への不安	・コロナ禍の影響で運動教室に参加しなくなった方が増加。 ・家族の高齢化に伴う病への心配がある。 ・食に対する知識の不足または意識の低下。
居場所づくり	・仕事を辞めた高齢者のひきこもりリスク。 ・子どもが地域で遊ぶ場所が少ない。
若者の地域事業への参画不足	・地域行事に参加するハードルが高い。 ・子どもがいると参加できる行事や時間帯が限られる。 ・活動や就労の場につながらず、引きこもっている。
地域福祉の推進体制の課題	・生活等に困ったときに、どこに相談すれば良いかわからない。 ・ボランティア活動に限界がある。 ・デジタル化、IT 化についていけない。
人口減少・流出	・地域住民が数年前と比べて少ない。 ・学生や若者が市を離れると戻ってこない。 ・空き家や無管理の田畑が増えている。
少子化	・選択肢の多様化に伴い、婚姻しない、子を持たない選択もある。 ・複雑化する子どもを取り巻く環境の変化においつかない。

（6）課題の整理

統計データやこれまでの計画の評価、市民アンケート調査結果および地域福祉懇談会等で挙げられた地域生活課題を整理すると次のとおりです。

① 地域福祉活動の担い手の確保、既存資源のみなおし
・地域福祉活動の担い手確保と負担軽減
・少子高齢化に伴う、地域活動の再構築
・地域福祉への意識強化
・地域福祉圏域と活動内容の整理

② 複雑化・多様化するニーズの対応
・市や社協の専門的な支援体制の整備
・関係分野や機関等の連携の強化
・既存制度では対応できない人の顕在化
・本来支援が必要だが、支援を受けられていない人へ対応方法の検討
・移動手段の確保

③ 地域とのつながりの推進
・気軽に参加しやすく住民が関心を持てる地域福祉活動の創出
・地域主体の「通いの場」や「居場所」の確保
・地区を越えた連携、協働体制の構築
・子どもや子育て世帯を地域で支える取り組み
・若者の地域参画率の低下

④ 新たな制度等への対応
・分野を越えた支援体制の整備
・災害時の対応
・再犯防止対策の推進

第3章　計画の基本理念と目標

1　基本理念

住み慣れた地域で、高齢者、障がい者、子ども等をはじめ、市民一人ひとりが尊重され、一人ひとりの思いを見逃さず支えていくために、みんなで参加し、協力して、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりが必要です。

すべての市民にとって、東御市がやさしさと安心感に包まれた地域となるように、一人ひとりの「つながり」に関心を持ち、みんなで支えあいわかちあう地域づくりを目指します。

そのためには、人と人とがつながっていることを理解し、互いの個性を尊重しながら認め合い、支えあえるまちを目指します。第4次東御市地域福祉計画と東御市地域福祉活動計画の理念を引き継ぎながら、SDGs[14]の視点を反映し、以下のように基本理念を定めます。

ともにつながり、ともに認め合う、
みんなが助けあい支えあうまち

[14]SDGs:「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015（平成 27）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界の実現を目指す国際目標。地球上の“ 誰一人取り残さない ”社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）から構成されている。

2 基本原則

東御市の地域福祉に対する基本原則は、第 1 次地域福祉計画から継承していますが、地域福祉懇談会等で挙げられた意見を参考に、下記の 3 項目とします。

(1)一人ひとりの思いを大切に(個人の尊重)

地域に暮らす一人ひとりが、児童も高齢者も障がいのある人もない人も、その地域を構成しています。お互いの立場、人権を尊重し合うことがなによりも大切です。

同じ地域に暮らす仲間として認め合いながら、差別や偏見のない地域づくりのために、お互いを理解し合い、その人らしく安心して暮らしていけることが重要です。

(2)地域のみんなが主役です(住民参画・協働)

市をはじめとする行政機関を中心に、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉などさまざまな福祉施策が講じられてきましたが、一人ひとりのニーズが多種多様であるため、行政の福祉施策だけでは、地域で暮らす人々全ての課題への対応が難しくなっています。

多様化する地域内の課題解決には、行政のみならず、地域の皆さんが主体的に参画し、長期的な視点で持続可能な福祉のまちとして、充実感をもてるように「今私たちがやるべきこと」を地域の課題・自らの課題として受け止めることが大事です。

市、社協、地域、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業や事業所、各種団体等さまざまな組織と協働し、課題の解決に向けて自らも、自分のこととして行動していくことが必要です。市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持って、地域福祉に関わる事業や活動を推進することが望まれます。

(3)地域で暮らしていくこと全般を捉えることが重要です(総合的対応)

地域での生活課題は多種多様であり、一人ひとりの課題は千差万別です。一つひとつの問題解決だけでなく、その人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、その人が中心となる家族、友人・知人、地域までも視野に捉えて総合的に課題解決への方策を探っていくことが大切です。行政は、「保健・医療・福祉の連携」に留まらず、地域福祉推進のために内外の関係機関と連携し、誰もが地域で安心して暮らしていくために、生活基盤全般にわたり、総合的に福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

３ 基本目標

基本理念実現のため、基本原則とSDGsの考え方に基づき、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標１　地域福祉を推進する人づくり

地域福祉を担う行政、関係機関、各種団体、事業者などはもちろん、市民一人ひとりを含めて、担い手としての意識が重要となります。福祉意識の醸成や実際に担い手として活躍できるような支援を図ります。

基本目標２　安全・安心に暮らせる地域づくり

近年の激甚化する自然災害に対応するために、地域での備えが欠かせません。災害時に地域で支えあう体制づくりの支援を図ります。

地域において誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の基盤をつくるために、生まれる前から亡くなるまでの地域福祉の推進を図ります。そのためにも、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりと、生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

基本目標３　支えあい、つながる環境づくり

地域における助け合い・支えあいの基盤づくりに向けて、身近な住民同士が日頃から気軽につながることができ、気軽に参加できるような、多様な居場所・交流の場を、多様な主体が連携してつくるための支援を行います。

高齢者や障がい者、子育て世帯やひとり親家庭、生活困窮者等、ひきこもり、外国人、若者、単身者や身寄りのない人等、生活上の困難を抱える市民が地域において自立し、安心した生活を送ることができるよう、分野を越えた包括的支援体制の環境づくりを図ります。

４ 計画の体系

課題と求められる方向性

基本理念

地域福祉活動の担い手確保と地域福祉への意識強化

・市民一人ひとりの福祉に対する意識を高め、福祉にかかわる人材育成の推進を図ります。
・主体的に地域に関われるよう、それぞれの思いや役割を大切にして、地域福祉を推進できるように支援します。

誰もが安全・安心に地域で暮らせる支援

・防災活動や再犯防止に取り組む地域づくりを目指します。
・心配事として、自分や家族の健康問題は、高い傾向にあります。

地域とのつながりを推進

・コロナ渦を経て、これまで以上に地域のつながりの希薄化が懸念されます。
・不安や孤独感を抱える世帯に気づき、寄り添い、孤立を防ぐような場づくりが必要です。
・複合的な課題を抱える人やケースの増加が心配されています。

ともにつながり、ともに認め合う、みんなが助けあい支えあうまち

基本目標	施　策
基本目標1 地域福祉を推進する人づくり	1-1　ともに生きる福祉意識の醸成
	1-2　地域福祉活動の担い手育成
基本目標2 安全･安心に暮らせる地域づくり	2-1　暮らしを守る防災･防犯体制の充実
	2-2　健康づくりを支える地域活動の推進
	2-3　子育て･子育ちを支える地域づくり
基本目標3 支えあい、つながる環境づくり	3-1　顔の見える交流の促進
	3-2　地域ぐるみの支えあい推進
	3-3　誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の整備

第4章　施策の展開

基本目標1	地域福祉を推進する人づくり

・市民一人ひとりが互いの人格と個性を尊重しながら、地域の一員としてともに支えあい、ともに生きるという意識は、地域づくりの基本です。
・誰もが福祉の担い手となる可能性を持ち合わせていることを意識付けを行っていくとともに、あらゆる世代において、ともに生きる心を育み、「互助・共助」への参画意識を促していくため、福祉の担い手づくりを推進します。

【施策】1ー1　ともに生きる福祉意識の醸成

1　現状と課題

・少子高齢化や核家族化などに伴い、隣近所からなる相互扶助の関係が希薄化するなか、地域、隣近所のかかわりを深め、ともに支えあいながら暮らせる体制づくりが重要となっています。
・また、高齢化や核家族化、8050 問題等により、高齢者等の財産の管理及び身上保護の必要性が高まることを踏まえ、今後成年後見制度[15]を必要とする人の増加が予想されており、制度の継続的な周知及び手続等の支援を行う必要があります。
・地域福祉懇談会では、「人を思いやる気持ちや人に対して優しい気持ちを持つ」、「皆が互いに協力し合うことを学ぶ」、など他人を思いやる意見が挙げられました。チームオレンジなど、認知症に対する見識の普及が必要です。
・地域におけるつながりや助け合いを再構築していくためには、市民一人ひとりが地域の課題を「自分ごと」として捉える意識を高め、自ら課題解決に向けて行動を起こしていくことが求められています。

◆

・令和 2 年国勢調査の結果、本市の高齢者の就業率は 29.8%となっており、平成 27 年の調査結果の 28.1%よりも 1.7 ポイント上昇し、高齢者の労働意欲が高まっています。
・さらに、シニアクラブは、高齢者の生活を健康で豊かにするための地域を基盤とする自主的な組織ですが、本市のシニアクラブ登録数は減少傾向にあります。シニアクラブ以外にも目を向けて、個々に生きがいを見つけるための支援が必要です。
・各種業種の定年延長に伴い、今までの 60 歳以上の世代における労働、生活基盤の変化が生じています。個々のニーズに合った生活様式に合わせて地域福祉に関する活動を推進していきます。

---

[15]成年後見人制度：判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、家庭裁判所が管轄する下で、本人の代わりに契約行為や、日常生活の見守りを第三者が行う制度。

◆

・部落問題をはじめ、インターネット上の人権[16]や性的マイノリティ[17]の人権、障がい者、女性、引きこもり、外国人等、様々な人権問題に対し、地域や学校、企業において教育・啓発事業を行っています。依然として差別意識や偏見等、偏った意見がみられるため、継続的な啓発事業への取り組みを進めていくことが必要です。

2 施策の方向性

・地域における学び、他者への関心や思いやる心など福祉の意識醸成の機会を確保するため、積極的に地域に出向き、福祉に関する出前講座[18]や養成講座等の充実を図ります。また、行政・社協等からの一方的な実施ではなく、地域のニーズ、学びたい内容に応じた多様な講座の検討を進めます。

・幼少期から福祉や人への関心を持てるよう、引き続き小学校から高校まで、福祉教育を行います。子どもたちに「他者や福祉について考える機会」となるような教育を行い、今後は、保育園や幼稚園などの幼児期の取り組みも試みます。

・「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」を住民とともに進めます。また、認知症に対して正しい知識や意識を持つため、認知症に関する出前講座や介護の日・福祉講演会等における認知症に関する講演を実施します。

・権利擁護のための成年後見制度等の周知及び利用促進に努めます。

【「成年後見制度の利用促進について」を第6章にて詳細を説明】

◆

・高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、生きがい活動の推進と、就業機会確保のための支援を行います。

◆

・人権同和に関する教育・啓発の推進や相談体制の充実を図りながら、様々なマイノリティに関する学習・啓発事業などの取り組みを推進することにより、一人ひとりの人権が尊重される地域づくりの推進を目指します。

・東部人権啓発センターと北御牧人権啓発センターが福祉の向上や人権啓発における住民交流の拠点の一つとして、地域に開かれたコミュニティの場となる事業を展開していきます。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
生きがいを持って生活している高齢者の割合（元気高齢者・要支援認定者）	71.0% 57.3%	増加
地域づくりへ参加意欲のある高齢者の割合（元気高齢者）	57.1%	増加

---

[16]インターネット上の人権：インターネット上に書き込まれた内容によって、その人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなどの人権侵害のこと

[17]性的マイノリティ：同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人等のこと

[18]出前講座：市民の学習支援を行うために、利用者の要望に応じて、市が講師を派遣する事業

介護予防住民指導者養成講座参加者数	407 人	1,100 人
認知症サポーター養成講座参加者数	2,461 人	3,200 人
人権啓発学習会、人権セミナーなどに参加して、人権課題に対して理解の深まった参加者の割合	73.7%	78.0%

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・既存の福祉活動を含めた新たな福祉活動を行います。 ・地域福祉やその推進体制に関心を持ち、自分の地域の身近な活動について関心を持ちます。 ・人権啓発学習会等の人権同和教育事業へ参加し、様々な人権課題についての理解を深めます。
市	・地域の支えあい活動を目的とした各区の福祉運営委員や地域のボランティアによる自主的な活動を支援します。 ・就業機会を確保し、働くことを通じて生きがいを得ることを目的とし、シルバー人材センターに運営支援を行います。 ・シニアクラブ連合会や単位クラブが行う活動へ支援、助成を行います。 ・人権セミナー等の開催による人権教育の推進と啓発を実施します。また、福祉に関する知識や理解を深め、地域の支えあいを推進するための講座や研修会等を開催します。
社協	・地域共生社会の理念に則り、地域住民がより福祉を身近に感じられる取り組みを推進します。特に地域の現状を知ることを目指したワークショップや出前講座を積極的に行い、これまで地域活動への参加が少なかった住民が地域参加を行う橋渡し役を担います。 ・子どもたちが「他者や福祉」について考えるきっかけづくりになるような福祉教育を保育園・幼稚園から高校まで行います。 ・毎年開催している地域福祉懇談会では、区役員のみの参加に留めず、一般市民や子ども達が参加することを検討し、幅広い世代で福祉の推進を考えられる体制づくりを進めます。 ・認知症に関する出前講座、介護の日や福祉講演会等で認知症に関する講演を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり及び、認知症に対して正しい知識や、誤った意識の変容を進めます。 ・成年後見制度の利用推進及び法人後見制度の受任に加え、日常生活支援事業の一体的な実施における権利擁護体制の推進。

【施策】1－2　地域福祉活動の担い手育成

1　現状と課題

・地域福祉に関する活動は、担い手として民生委員・児童委員をはじめ、地域組織の方々やボランティアの方たちなどによって支えられています。少子高齢化が進行する中で、今後の後継者不足が懸念されるほか、多様化する地域生活課題解決のために、資質や専門知識の習得、増員の必要性などが重要となっています。

・また、高齢化や核家族化が進む中で、高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっており、担い手の発掘や育成が求められています。

・地域、社会的につながりが弱い人々は、多様化、深刻化、複合化するニーズのもとで、相互に支えあう関係性の中に入ることが難しい場合があります。こうした人々に対して支援を行うためには、関係を媒介する専門的な支援を行える人材の配置が必要です。

◆

・地域生活課題が多様化、複雑化する中、民生委員・児童委員の活動内容が多岐にわたります。各機関との連携や相談に対するハードルが高くなり、年々負担が増加しています。

・そういった中で、なり手不足など後継者問題もあるため、人材育成と発掘の強化が必要です。

◆

・地域生活課題の複雑化とともに、潜在化して地域内に埋もれてしまうケースが見受けられます。現在は、そうした課題の把握は身近な住民や一部専門職に任せられており、細やかな取り組みが出来ていない現状があります。それらの課題を早期に把握するためには、日頃からその地域に根差して活動するコミュニティソーシャルワーカー等、専門職の存在が必要です。

2　施策の方向性

・誰もが地域の一員として活躍することができるようなきっかけづくり等の環境整備を行います。

・人的資源の掘り起こしやボランティア登録の促進による人材の確保、専門知識の習得に向けた研修など学習の機会や場の提供を支援します。

・支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、支援を必要とする人との結びつきの強化を図ります。

◆

・民生委員・児童委員の担い手の発掘・育成を支援します。

・民生委員・児童委員が地域の相談役としての役割を担うことができるよう研修の開催を通して委員の資質向上を図ります。また、活動の充実に向けた環境整備のために内部検討会を開催し活動の充実を図ります。

・民生児童委員による高齢者、障がい者、子育て世帯等への訪問活動での情報提供や関係機関等と連携を図り、地域への福祉事業、福祉サービスへの支援を進めます。

◆

・小学校区単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域に根差した福祉の推進を行います。また、行政区でも一体的な福祉活動が推進できるよう、仕組みづくりを進めます。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
どす来いサポーター数	20 人	30 人
チームオレンジステップアップ研修修了者数	16 人	22 人
民生委員・児童委員の活動支援、研修等の開催	3 回	6 回
民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備の内部検討会		1 回
コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地区担当制の導入		小学校区 （5 地区）

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・市民一人ひとりが地域の構成員であることを自覚し、地域の支えあいの活動に積極的に参加します。 ・民生委員・児童委員の活動内容を理解し、協力します。 ・小学校区担当のコミュニティソーシャルワーカーに協力し、住民同士の交流を深める活動への積極的な参加や、地域の現状を共有します。 ・福祉活動への参画を通して地域の福祉課題に気づいたり、ともに地域福祉を推進する一員となります。
市	・地域の担い手を育成、発掘する講座や研修会を実施します。 ・民生委員・児童委員に対する情報提供、研修会の開催等の支援を行います。 ・民生児童委員による訪問活動を通じ、必要な福祉サービス等の情報提供に努めます。 ・コミュニティソーシャルワーカーの導入、体制整備を支援します。地域におけるきめ細やかな活動に対して、担い手への支援を継続して行います。また、地域に根差した活動を行う団体などが円滑に連携できるよう働きかけを行い、ワーカーが地域内で円滑に活動できるよう周知啓発を行います。
社協	・子どもから大人、高齢者世代の垣根を超えて、それぞれが負担なく福祉の推進に参画できる仕組みづくりを推進します ・福祉運営委員を中心とした行政区における福祉活動の推進を継続します。特に専門的かつ先進的な取り組み（スキルアップ）を求める委員・行政区等に対しては、コミュニティソーシャルワーカーによる支援が行える体制を整えます。 ・各地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、職員による小学校区担当制を導入します。それにより、人どうしの交流や居場所づくり、相互

	の助けあい活動、困っている人の相談を専門の相談機関につなげる等を推進します。また、ワーカーの役割として、行政区の取り組みと小学校区の取り組みをつなぎ、連携や情報の共有ができる仕組みづくり・関係づくりを後押しします。特に、両者の活動を視覚的に共有しやすいような資料作り・ポスターづくりなどについて、後押しを行います。

基本目標2	安全・安心に暮らせる地域づくり

・近年多発する自然災害に対し、地域ぐるみでの防災力の強化が求められています。災害時に支援の必要な人の把握と避難のための手段確保や要支援者の避難支援対策も必要となります。
・安心に暮らせる地域として、地域福祉の推進に加えて「自助」となる自身の健康が大きく寄与します。地域のなかで生活を続けられるよう、日頃からの健康意識を地域ぐるみで意識づけられることが必要です。

【施策】2－1　暮らしを守る防災・防犯体制の推進

1　現状と課題

・地域、団体、行政、社会福祉協議会など地域を支える様々な機関と連携するともに、個別避難計画と災害時支えあい台帳双方の活用による災害時の支援体制について推進します。
・災害時支えあい台帳は市内全区の約半数以上の地区が整備され、独自の防災計画による防災体制が整備されている状況です。未実施区については関係機関等を通じ災害時に対する支援体制の整備を行う必要があります。
・地域福祉懇談会でも、「災害はこないという気持ちを考えなおす」、「（災害時にお互いに協力し合えるよう）、自治区（行政区）・隣組のつながりを強くする」、「日ごろから、災害が起きても対応できる暮らしをする」など日頃から災害への対応を考えるような意見が挙げられました。

◆

・貧困、疾病などといった複雑な生育の中で犯罪や非行をした人（以下「犯罪をした人等」という。）の立ち直りや犯罪や非行の未然防止に向けて、本計画から再犯防止推進計画を策定し再犯防止の推進に努めます。
・再犯防止に向けた取り組みについては何となく知っていると回答する市民が全体の4分の1程度となっていることをふまえ、再犯防止に向けた取り組みの周知、啓発に努めるとともに、犯罪をした人等の対応など「いつでも誰もが安全で安心して過ごし続けられる明るい東御市」を目指します。

2　施策の方向性

・防災体制については避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の高齢者について整備を進めました（令和6年度）。今後は障がい者への支援体制を推進し、随時更新を行います。また、区が主体的に整備を進めてきた災害時支えあい台帳・マップについて、マニュアルなどの資料作成で支援を行っていくほか、住民にとってわかりやすいよう、個別避難計画との一本化に向けて地域の理解や検討を行いつつ、暮らしを守る防災体制の整備を進めます。
・有事の際には、個別避難計画や東御市地域防災計画に則り、要避難者の把握や福祉避難所の設置を進めます。また、福祉避難所の設営に加えて速やかに運営できるような体制整備を整えます。

◆

・非行防止における取組、犯罪をした人等の対応、また犯罪被害者等への対応を図りつつ、再犯防止における周知活動や啓発活動を進めます。

【「東御市再犯防止推進計画」を第6章にて詳細を説明】

3 目標値

成果指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R10 年度)
個別避難計画の整備及び推進(高齢者世帯及び要配慮者世帯)	50%(67 区) ※高齢者世帯	100%(67 区) ※高齢者世帯及び要配慮者世帯
災害時支えあい台帳の整備及び推進		67 区
災害ボランティアの登録者数	58 人	100 人
再犯防止に係る周知啓発活動	2 回	2 回

4 施策の展開(主な取り組み)

実施主体	取 組 内 容
市民(区)	・防災における事前想定、ハザードマップの確認をします。 ・地域の支えあい、コミュニケーションの醸成、自助共助の啓発をします。
市	・個別避難計画の整備推進及び災害時支えあい台帳との連携を図ります。 ・再犯防止推進計画を推進します。 ・災害発生時の民間介護・福祉事業所同士の情報共有・連携の後押しをします。
社協	・災害時支えあい台帳及び支えあいマップの作成支援、平常時の支えあい体制構築における防災体制の強化支援、災害ボランティアの登録・育成を行います。

【施策】2－2　健康づくりを支える地域活動の推進

1　現状と課題

・地域において誰もが安心して豊かに暮らせる地域社会の基盤をつくるために、生まれる前から老いて亡くなるまでの地域福祉の推進が必要です。

・令和5年度に実施した「東御市の地域福祉に関するアンケート調査」では、自身の心配ごととして、自分や家族の健康問題は高い傾向にありました。

・高齢者が気軽に立ち寄りやすい場所でフレイル状態の各種測定やフレイル予防の取り組みができる環境整備を行うとともに、集まり等に出てくることができない高齢者への対応を行う必要があります。

◆

・市民の方々が、食に関心はあるものの、子どもから成人期までの年代で肥満傾向にあります。一方、高齢者のやせ傾向に大きな増減はみられなく、横ばいとなっています。

・世代ごとに食生活の変化や意識の違いがあるため、保護者や家族を含めた健康的な食習慣の普及を行う必要があります。

◆

・市の自殺率はここ 10 年間で概ね横ばいの状況です。年代別では 60 歳代の自殺者の割合が国、県と比べて高くなっています。

・自殺は「追い込まれた末の死」であり、その背景には様々な社会的要因があります。その多くが「防ぐことのできる社会的な問題」であることの共有を進めていく必要があります。

・自殺者が多い中年期は行政との接点が少なくアプローチしにくい年代です。

2　施策の方向性

・市民が健康づくりに関心を持ち実践するためには、健康づくりの意識向上や環境を整えるなどの取り組みが重要です。健康づくりに関係する機関と連携し、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進します。

・地域での健康づくり活動を推進する健康づくり推進員の活動が継続できるよう、取り組みの充実を図ります。

・地区公民館などを拠りどころとして、高齢者が歩いて通える範囲でのフレイル予防に関する取り組みを推進します。

◆

・食育は家庭・地域・学校保育園・関係機関が相互に連携、協力し、それぞれの立場から健全な食生活を築いていけるよう食育推進活動を進める必要があります。それぞれの活動を推進するため、食に関する団体等の代表者を参集し食に関する情報交換を行っています。

◆

・地域において『生きる支援』に関連するあらゆる取り組みを推進し、包括的な支援体制の充実を図ります。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
健康づくり推進員が地域づくりと連携した健康づくり事業を実施している地区	5 地区	5 地区
ずく出し教室開催数	55 回	65 回
ゲートキーパー育成講座修了者	233 人	260 人
食育についての会議開催数	1 回	1 回

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・日常生活内での活動量の増加、高齢者はフレイル予防の重要性を理解し、自分に合った運動やフレイル予防活動を見つけて継続します。 ・自らの健康づくりに関心を持ち、定期的に健康診査、がん検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けるよう努めます。 ・望ましい食生活を身につけ、心身の疲労回復とストレス解消のため、十分な睡眠をとるなどセルフケアに取り組みます。
市	・地域の健康づくり活動の充実を図るため、健康づくり推進員活動を支援します。 ・健康状況を分析し、市民が学べる機会を設けます。また、出前講座メニューを周知し、地域で講座を行います。 ・各ライフステージに応じた健康的な食生活の啓発を図ります。 ・市民と食育の現状について意見交換の場を設けます。 ・関係機関と連携し、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図ります。 ・フレイル予防のための教室や講座等の積極的な情報発信及び普及啓発に取り組みます。
社協	・「まいさぽ東御」において生活に困りごとを抱えた場合の相談先として、LINE 相談等を実施することで、相談の相談の窓口を広げ、課題の早期発見や深刻化の予防、自殺対策などを進めます。 ・福祉運営委員等を中心とした行政区による主体的ないきいきサロン活動への住民の参加によって、社会参加率を高め、閉じこもらない地域づくりによるフレイル状態の防止を目指します。

【施策】２－３　子育て･子育ちを支える環境づくり

１　現状と課題

・働き方改革が推進されている中、子育て世帯では共働き世帯が増加傾向にあります。性別にとらわれることなく家族で協力して子育てを行い、子育てに従事しやすい環境づくりが必要となっています。

・市が実施している子どもの一時預かりサービスは、未満児に対するニーズが高まっています。しかし、保育士の確保やサービスの提供側が需要に対して間に合っていない現状です。

・また、急速な少子化の進展や核家族化の進行などから、社会全体で子育て･子育ちを支援していくことが必要となっています。アフターコロナの中、隣近所との付き合いが希薄化しており、特に子どもの世話などを頼まれる割合は大幅に減少しています。

・こうした現状で、市民アンケートからは、子育て世帯への支援体制に関する満足度の割合が低下しています。さらに、地域福祉懇談会では、「子どもが楽しく生活や遊びができる環境や場づくり」、「学校以外で子どもを伸ばす教育や育ちの場づくり」、「お互いに子どもを見守る」、「子育てしやすい環境や支援の充実」など地域で子育てをする環境に関しての意見が挙げられました。

◆

・生活や学習等の環境をはじめ、さまざまな困難、課題を抱える子どもが一定数いるなか、支援を必要とする子どもや世帯を早期に発見し、対応が必要となっています。

２　施策の方向性

・妊娠･出産期からの切れ目ない相談支援体制を提供するとともに、地域で子どもと子育て世帯を支援する環境づくりを進めます。

・子育て世帯の不安や負担に寄り添い、早期から相談につなげ、ニーズに即した支援を提供することで、保護者が自信をもって子育てができ、子育てを楽しむことができる環境づくりを推進します。

◆

・子どもたちがさまざまな人とつながり、ふれあい、社会性や豊かな人間性を育み、将来の自立に向けて必要な基盤となる資質･能力を身につけられるよう支援を行います。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
安心して子育てができる地域だと感じる親の割合	94.9%	97.0%
東御市の現状について、子育て世帯への支援体制の満足度（不満・やや不満）について （前回アンケート調査との相対比較）	13.2%	10%以下
見守り支援員登録者数	31 人	50 人
すくすくLINE 登録者数	311 人	400 人
第三の居場所　定員（20 名）に対する　利用率	―	90%

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取　組　内　容
市民（区）	・地域における子どもや子育て世帯への手助けや見守りを行います。 ・子どもが安心して屋外で遊べるよう、地域住民が子どもとのかかわりを持ちます。
市	・妊娠・出産期からの切れ目ない相談支援体制の提供します。 ・子育て支援サポーター養成講座開催による、子どもや子育て世帯を支える地域の人材育成を推進します。 ・一時預かりや長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など、保護者のニーズに応じた保育の充実を図ります。 ・子どもが安心して過ごせる「家でも学校でもない第三の居場所」を提供します。
社協	・子育て世帯への見守り支援員による訪問や、子どもの居場所づくり事業、支援を必要とする家庭への学習支援事業、ひとり親家庭支援事業などによる一体的な取り組みを実施し、子育て世帯が抱える悩みが埋もれる事なく、専門職につながる体制を目指します。 ・地域住民が主体となって進める子どもの居場所づくり等について、他地域の事例収集や資料作成など、ノウハウ支援を中心に実施します。

基本目標3	支えあい、つながる環境づくり
・住みやすい地域づくりのための取り組みとして、進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけることが必要です。地域住民どうしの関係性やつながりの希薄化が懸念されるため、市民一人ひとりが普段の関わりを大切にし、お互いに見守りあい、声掛けのできる関係づくりを心掛けることが求められています。問題があった場合に住民の様々な活動主体や関係機関、行政につなげることのできるネットワークの構築が必要となっています。	

【施策】3－1　顔の見える交流の促進

1　現状と課題

・高齢化や核家族化が進む中、高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっており、地域の中で顔の見えるネットワークづくりが求められています。

・独居高齢者、認知症高齢者が増大しており、また核家族化が進む中、入所・入院の手続き、葬儀や遺品の対応など、人生の最終段階での問題が深刻化し、サポート体制の構築が求められています。

◆

・市民アンケートからは、隣近所との付き合いの状況について、関係の希薄化がみられます。特に「あいさつや回覧板を回す程度である」、「たまに立ち話をする程度である」という項目に関しては、際立って女性よりも男性の割合が低下傾向にあります。

・以前よりも高齢者の在宅でのサービス利用の需要が高まっています。在宅で生活を続けたい等、個々のニーズに合わせて、供給側の人的資源やサービスの質といった供給量の確保が必要です。

◆

・地域福祉懇談会では、「人どうしのふれあいやコミュニケーション」、「あいさつをしあえる関係性づくり」、「全世代が仲良くする・多世代間交流をする」、「移住者の人も地域住民とともに活動ができるよう迎え入れる」などコロナ禍前のような地域同士の関わりを希望する意見や、新しく地域に入った方との交流を望む声が挙げられました。

・地域での交流が希薄化する中、顔の見えない方では、課題やニーズを把握することは困難です。地域での支えあいには相手を知り、理解することからが課題となります。

2　施策の方向性

・地域の高齢者がより気軽に定期的に参加し、身近な地域に暮らす者同士が交流できるよう、通いの場等の充実を推進します。

・独居高齢者等が地域で安心して暮らすための体制整備を図ります。

◆

・在宅での生活が困難になった場合でも、医療と介護サービスを一体的に提供できる環境を整備することで、在宅での生活が選択肢のひとつとなるような体制整備を推進します。

・障がい者や高齢者等の福祉の増進を図るため、関係機関と連携をとりながらコミュニティソーシャルワーカー等、供給量の体制整備をし、必要な事業等の実施を推進していきます。

◆

・地域での交流事業を通して、支えあいの推進を行います。交流事業の一つに、東御市はボッチャの活動が盛んなため、各区または地区でのボッチャの活動を通して、支えあいとなる基盤の相手を知る、理解することを推進します。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
自主的な通いの場数	10 箇所	20 箇所
高齢者センター（ふれあいとうみ）の利用者数		年間 6,000 人
地域に出向いて実施しているイベント数	7 事業	10 事業
ボッチャサポーターの会登録人数	16 人	24 人

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・地域の集まりの場に、積極的に参加します。 ・地域活動をきっかけに隣近所と交流する機会を持ちます。
市	・専門職が地域に出向き、通いの場の新規立ち上げ支援や継続支援を行います。 ・毎週土曜日に総合福祉センターの貸館及び地域包括支援センターの総合相談窓口の開所により、総合福祉センターの利活用及び相談支援体制の充実を図ります。
社協	・福祉運営委員を主体とした行政区の「いきいきサロン」、「見守り活動」などが活発化するよう、行政区の状況に応じて、活動をサポートします。 ・身寄りのない高齢者等が抱える悩み事を、積極的に打ち明けられる仕組みづくりを目指します。特に住民に身近な存在として活動する福祉運営委員や民生児童委員が日頃の活動から把握した情報を、関係者につなげる体制を目指します。それによって、8050 問題など潜在的な課題解決を進めます。 ・コミュニティーソーシャルワーカーなどの活動として、身寄りのない当事者同士がつながりあえる場づくりや、世代を問わずに集える場所づくりなど、多様なグループづくりを支援します。 ・地域におけるボッチャを中心とした地域の交流の場づくり支援として、出前講座の実施などを実施するほか、住民の立場で推進の中核を担っていただく「ボッチャサポーター」を要請します。

【施策】3－2　地域ぐるみの支えあい推進

1　現状と課題

・高齢化や核家族化が進む中、高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、地域における見守りや安否確認の必要性が高まっています。また、身寄りのない世帯または資力のない世帯が、地域との関わりが疎遠になっていると孤立しがちになります。地域住民が減る中、地域住民による関わりの継続が重要になっています。

◆

・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の4つの虐待の相談件数は、一定の水準のまま推移しています。4つの虐待防止のため、介護保険事業所、警察、医療機関、民生児童委員、上小圏域成年後見支援センターなどの関係機関との連携を強化し、さらには、虐待を未然に防止する関係者のスキルアップが課題です。

◆

・障がい者手帳の所有者数は年々増加しています。また、障がいのある方を取り巻く環境が大きく変化しており、障がい者本人や家族が抱える課題やニーズは複雑化・多様化しています。特に本人・家族の高齢化により自宅での生活が困難になった際の訪問系サービスやグループホーム等の住まいの確保、また自立に向けた就労の支援に関する需要の増加が見込まれます。

2　施策の方向性

・市職員、地域包括支援センター職員が権利擁護の身近な相談窓口となり、児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携を図ることで、早期対応に努めるとともに、関係者のスキルアップを図るための研修会等を実施することで、事態の深刻化を防ぎます。

◆

・地域の支えあいによる見守り活動を推進するとともに、企業とも連携しながら在宅生活を支援する体制整備を図ります。

◆

・障がい者（児）の個々の課題やニーズの多様化に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各関係機関や地域と連携し、住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう、各関係機関や地域の方との連携体制の強化やサービス提供体制の充実を推進します。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
高齢者見守り協力事業者数		15 箇所
高齢者等終身サポート体制の構築		実施
福祉に関する各種サポーター等養成者数	376 人（R4）	400 人
障がい福祉施設からの一般就労移行者数	25 人 （H30～R4） ※累計値	47 人 （R6～R10） ※累計値

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・日頃から隣近所の人の様子を気にかけ、普段と違う様子が見られたら声掛けを市、相談支援機関や福祉関係者につなげます。 ・福祉課等で主催する研修会等に参加し、必要な知識を習得し、地域での支えあい活動に積極的に参画しましょう。 ・家族形態が変化する中でも、近隣との交流ができる機会を作ります。
市	・孤立しがちな高齢独居世帯及び高齢者のみの世帯等に対して、定期的な訪問等を民生委員、民生児童委員とともに行います。 ・協力事業者を募り、見守り協定の締結に取り組みます。 ・地域の支えあい体制の充実を図るため、研修会等を開催します。 ・不足しているサービスを把握し、充足するため市内の福祉事業所等と連携を図ります。
社協	・住民が地域で孤立している人や生活に困窮している人、子育てや介護で悩んでいる人などに気づいた異変や課題を、社協や行政、関係機関に届く仕組みづくりを支援します。特に行政区単位の福祉活動と小学校単位・市域の福祉活動が連動し、一体的な支えあいの取り組みが行える体制を目指します。

【施策】3－3　誰ひとり取り残さない包括的な支援体制の整備

1　現状と課題

・地域での困りごとがあっても、相談できない、相談しないケースが多々みられます。このように表に出てこない困りごとを相談に結びつけるための仕組みづくり、近年多様化する福祉ニーズに対応するために、専門的な人材確保や関係機関が連携のもと、身近な地域で相談できる体制の構築が求められます。
・個々の分野だけでは解決が難しい複合的な福祉課題や制度の狭間にある課題への対応が問題となっており、個人と地域、行政をはじめとした多分野が連携した包括的な支援体制の整備が求められています。
・ひきこもり等による孤独・孤立状態や、単身者などが地域社会とつながりにくい状況にあることは、健康面への影響や経済的な困窮等につながる可能性が高いことが懸念されています。しかし、自ら相談機関につながるケースは少なく、ひとり一人の状況を把握することが困難であり、支援につながりにくいことが課題となっています。
・地域福祉懇談会では、「若い人が就労できる場をつくる」、「若者の居場所づくり」、「子どもから若者、働き盛りの世代、高齢者、みなが幸せになる地域づくり」など支援の手が届きにくい人への対応や、若い世代への居場所に関しての意見が挙げられました。

◆

・ひとり親、障がい、生活困窮世帯では、経済的な課題のみならず、社会環境の変化や家族や地域との関係の希薄化等が複雑に絡んでいるため、課題の解決が困難で生活保護受給を新たに開始するケースが増加しています。
・女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐に渡っており、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多くなっています。

2　施策の方向性

・個々の状況に応じた具体的な支援方法を検討し、重層的な支援を提供するため、庁内外の関係機関との連携や伴走的支援の充実を推進します。
・身寄りのない方への支援は、市や社協、関係機関、事業者、支援者が協働し、ガイドラインを作成することで身寄りがない人であっても必要な医療や介護・福祉サービスが受けれるよう、その人の権利を擁護する体制整備を整えます。
・孤独・孤立状態である方が早期に必要な機関につながることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、連携体制の強化を通じて、様々な機関が支援体制を構築し、各々の権限の範囲内での継続的な見守りを実施できるよう支援体制を構築します。

◆

・困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、引き続き女性相談支援員について周知し、相談をしやすい体制を整備するとともに、県が設置する女性相談支援センターをはじめ庁内外の関係機関との緊密な連携を図り、早期の問題の解決に努めます。

3 目標値

成果指標	現状値 （R5 年度）	目標値 （R10 年度）
生活困窮者の就労者数	51 人 （H30～R4） ※累計値	100 人 （R6～R10） ※累計値
身寄りのない人への支援に関するガイドライン（仮称）の策定		令和7年度 策定
重層的支援体制整備の実施		実施

4 施策の展開（主な取り組み）

実施主体	取 組 内 容
市民（区）	・生活に困窮している人や地域で孤立している人に気がつき、行政区の助け合い活動やコミュニティ・ソーシャルワーカー等の専門職に、気になる人の存在を伝える役割を担いましょう。 ・生活に困窮している人や孤立・孤独の人など、居場所、活動の場所、就労の場所を必要としている人に、それぞれの立場で協力をします。 ・生活上の課題を抱えた場合は、深刻化する前に問題を関係者や行政に相談するようにします。
市	・生活が困窮している人への支援を充実させ、早期に困窮状態から脱却し、長期的に安定した生活が送れるよう、生活保護と生活困窮者支援事業との一体的実施を図ります。 ・困難な問題を抱える女性の相談に乗れるよう、引き続き女性相談支援員を配置し、早期に相談を開始できるよう、相談先の周知を図ります。 ・身寄り問題についての市内の関係団体と対応を共通化するためのガイドラインを作成します。 ・相談体制の充実と関係団体との連携強化を図ります。
社協	・生活に困窮する世帯等に対して「就労支援、家計改善支援、住居確保給付金、食料支援」などの支援策を市の施策と一体的に提供し、総合的な支援を行える体制づくりを目指します。 ・相談者のための市民サポーター制度や食料支援への寄付等を含め、地域住民や事業所等と地域づくり支援を実施します。 ・個人の相談を関係内だけで終わらせず、地域の問題として住民が考えられるような働きかけを検討します。 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーと連携し、ひきこもり等の孤独・孤立を抱えている人や世帯へのアウトリーチ支援及び居場所支援を実施します。 ・就労支援が必要な人への就労準備プログラム実施及び、就労見学・体験を実施します。また、就労見学・体験・就職先の協力を依頼できる企業を開拓し、就労支援が必要な人の就労の場や、選択肢を広げます。

◆主な相談支援窓口

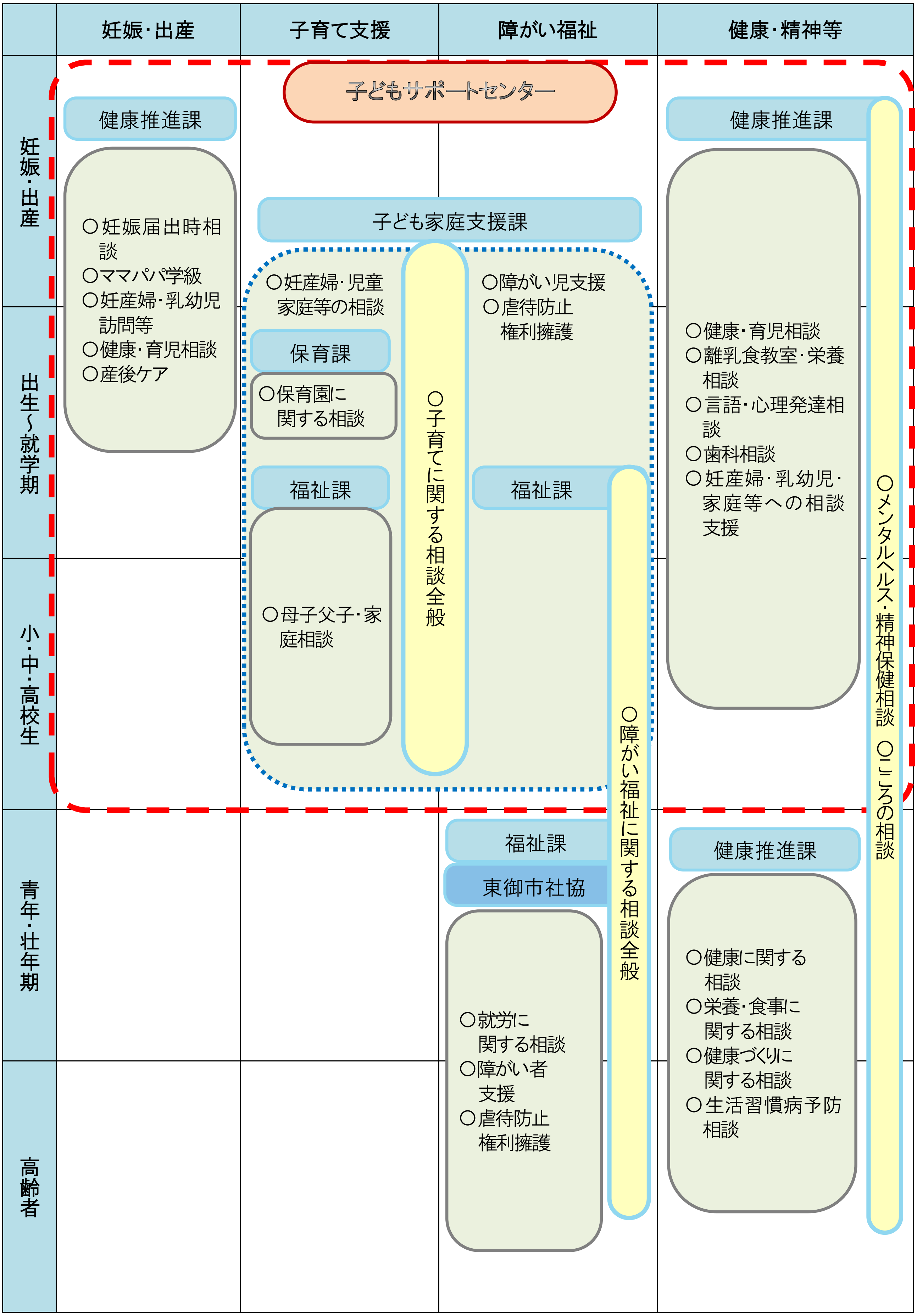

妊娠・出産
子育て支援
障がい福祉
健康・精神等
妊娠・出産
出生～就学期
小・中・高校生
青年・壮年期
高齢者
子どもサポートセンター
健康推進課
○妊娠届出時相談
○ママパパ学級
○妊産婦・乳幼児訪問等
○健康・育児相談
○産後ケア
子ども家庭支援課
○妊産婦・児童家庭等の相談
保育課
○保育園に関する相談
福祉課
○母子父子・家庭相談
○子育てに関する相談全般
○障がい児支援
○虐待防止 権利擁護
福祉課
○障がい福祉に関する相談全般
福祉課
東御市社協
○就労に関する相談
○障がい者支援
○虐待防止 権利擁護
健康推進課
○健康・育児相談
○離乳食教室・栄養相談
○言語・心理発達相談
○歯科相談
○妊産婦・乳幼児・家庭等への相談支援
健康推進課
○健康に関する相談
○栄養・食事に関する相談
○健康づくりに関する相談
○生活習慣病予防相談
○メンタルヘルス・精神保健相談 ○こころの相談

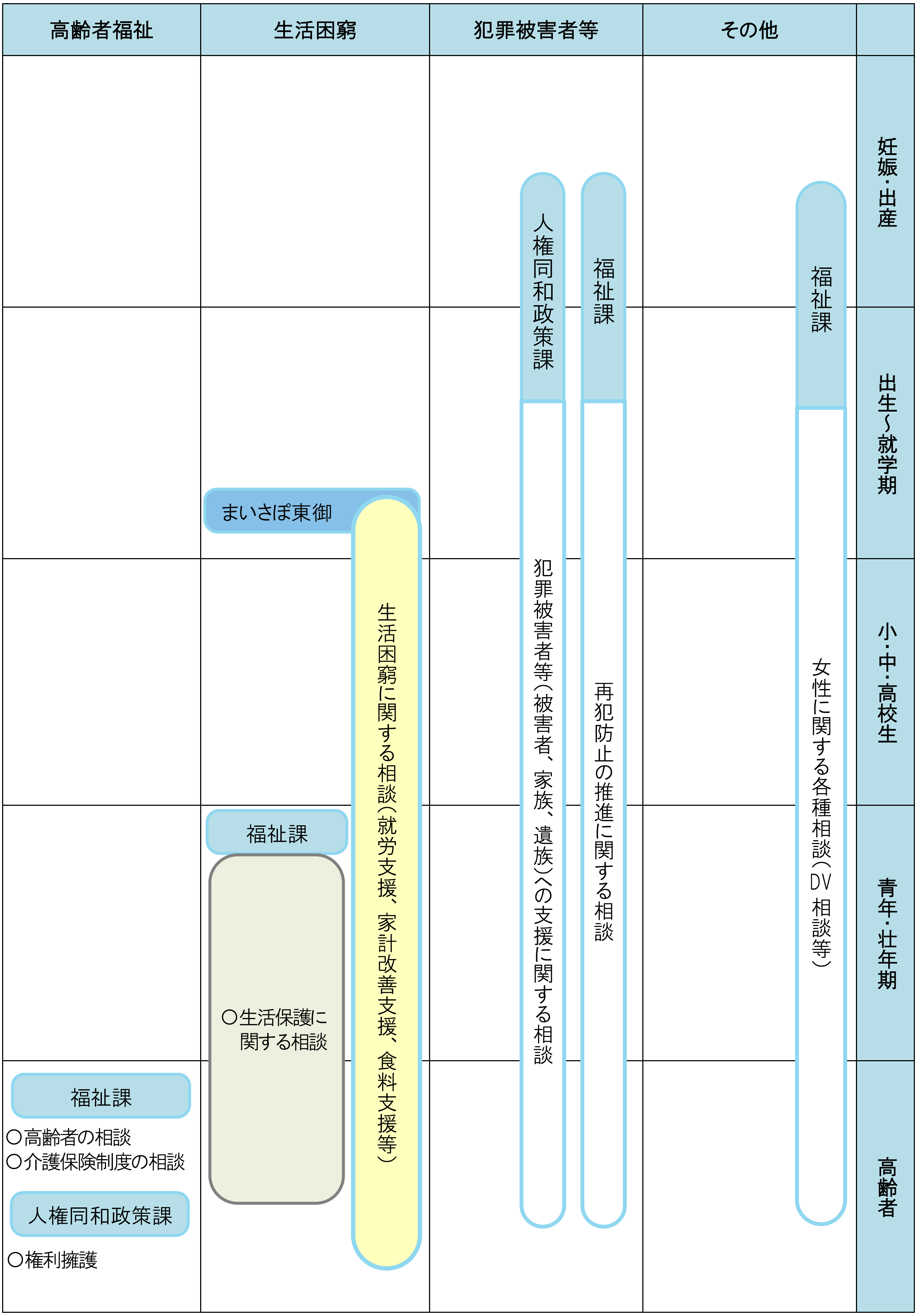
高齢者福祉
生活困窮
犯罪被害者等
その他
妊娠・出産
出生～就学期
小・中・高校生
青年・壮年期
高齢者
人権同和政策課
犯罪被害者等（被害者、家族、遺族）への支援に関する相談
福祉課
再犯防止の推進に関する相談
福祉課
女性に関する各種相談（DV 相談等）
まいさぽ東御
生活困窮に関する相談（就労支援、家計改善支援、食料支援等）
福祉課
○生活保護に関する相談
福祉課
○高齢者の相談
○介護保険制度の相談
人権同和政策課
○権利擁護

第5章　計画の推進体制

1　計画策定体制

計画の策定にあたっては、東御市地域福祉計画推進･策定委員会設置要綱に基づき、「東御市地域福祉計画推進･策定委員会」を設置し、本計画の取組内容等を審議しました。

また、関係部署と庁内会議を開催し、地域福祉の具体的な取組内容や横断的な推進体制の整備等について協議しました。

基本理念　ともにつながり、ともに認め合う、みんなが助けあい支えあうまち

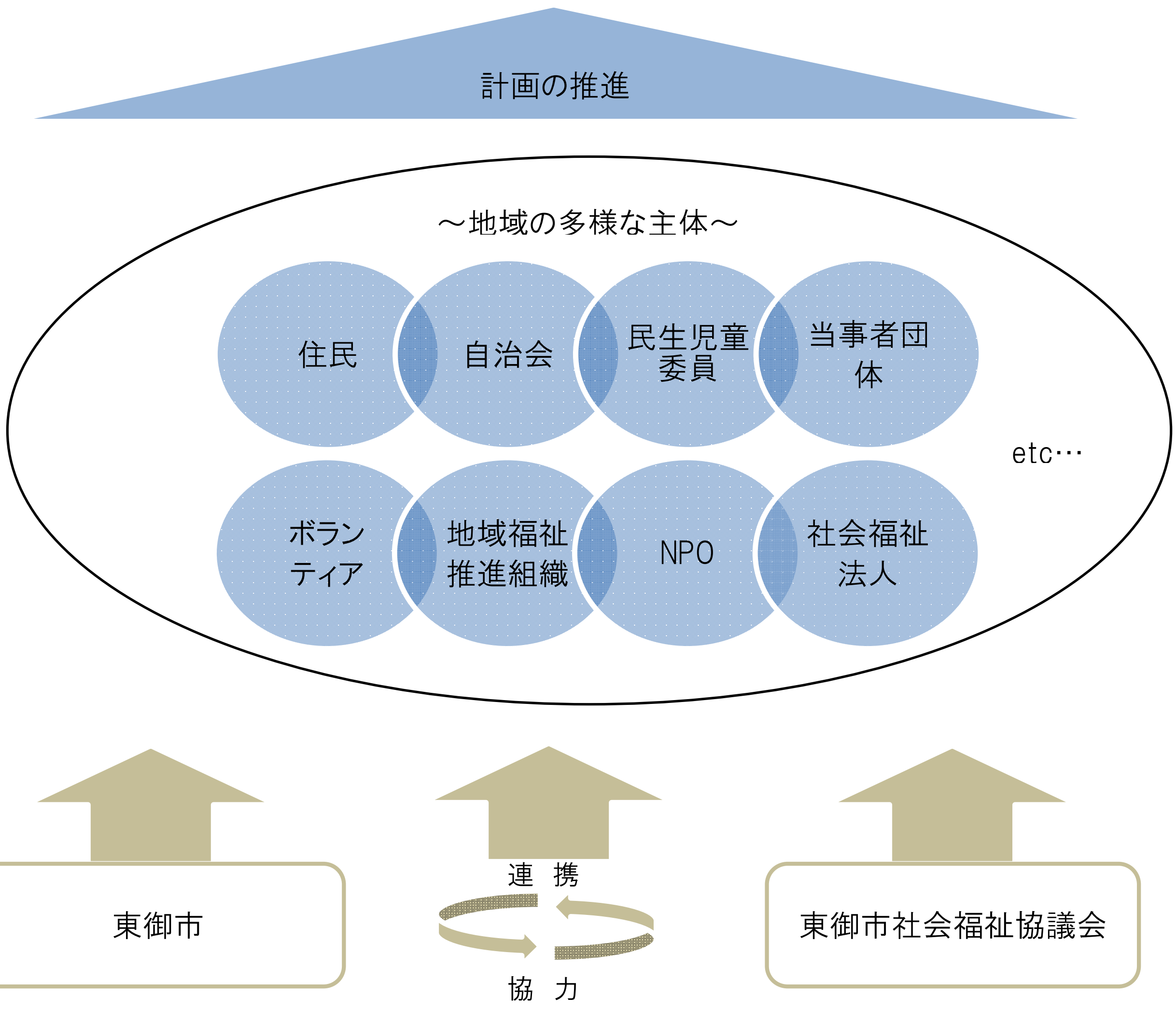

２ 計画の進行管理・評価方法

本計画の取組内容について進行管理を図るため、毎年度点検、評価を行い改善へと結び付けます。

地域福祉の推進には、市の「地域福祉計画庁内会議」だけではなく「地域福祉計画策定・推進委員会」において、進捗状況などについて意見をうかがい、基本方針に沿った具体的な取り組みについての評価をいただき、計画の進行管理を行います。

なお、同等の枠組みにより一体的に策定している「地域福祉活動計画」について、同推進・策定委員会においてその進捗状況を確認するほか、社協法人内においては職員による情報共有会議を定期的に開催し、その推進及び見直しを図ることとします。

【進捗管理のイメージ】

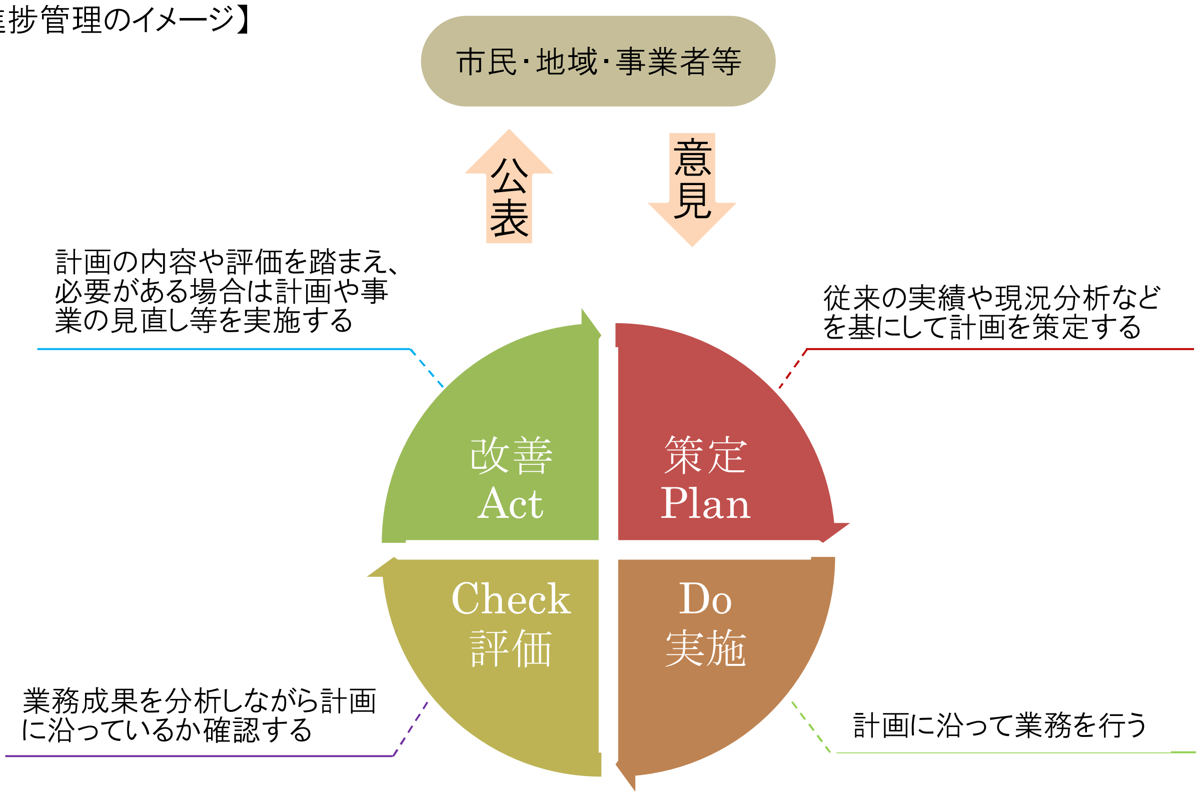

【地域福祉計画策定・推進委員会の主な役割】

会議名	東御市地域福祉計画策定・推進委員会	東御市地域福祉計画庁内会議
主な役割	・本計画の進行管理 ・本計画の検討検討課題の協議 （今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等）	・地域福祉計画の実施状況の把握及び当該事業年度のおける業務の実績についての検討 ・その他地域福祉の推進に関し必要な事項の検討 ・本計画の検討検討課題の協議 （今後の地域福祉推進体制のあり方、地区を越えた対応が必要な課題の解決策の検討等）

第6章　一体的に推進する項目

1　成年後見制度の利用促進について

（1）　現状と課題

成年後見制度は、認知症や知的･精神障がい等の理由で物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加傾向にあります。高齢者の単身世帯または高齢者のみの世帯も増加する中、親族等の関係が希薄なことで将来の生活に不安を抱えている高齢者も増えています。

そのような方々に成年後見制度の利用を推奨することで、不安の解消や地域の支援を受けて住み慣れた地域で尊厳を持って暮らせる環境づくりが必要です。

（2）　取組の状況について

高齢者や障がい者の生活や権利を擁護するために、成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、後見申立支援、制度の普及啓発などを総合的に実施する上小圏域成年後見人支援センターを、平成 24 年度から上小圏域市町村（上田、東御、長和、青木）で上田市社会福祉協議会に業務委託し、実施しています。

制度の活用を考慮すべき人や権利擁護の支援の必要な人が継続してその人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

（3）　今後の取り組みについて

･成年後見制度の普及促進

パンフレットや広報誌等、様々な媒体や研修会･講演会等の機会を通じて成年後見制度についての周知を図ります。

･成年後見制度の利用に向けた支援の充実

必要な人が利用でできるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、市民が主体となった成年後見制度を促進します。

･地域連携ネットワークの機能を強化

権利擁護支援が必要とされる方の地域における見守りや早期把握の活動を支援するとともに、必要な支援へ的確につなぐための機能確保に努めます。

社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者等について、成年後見などの利用が適当な場合の制度への円滑な移行を、社協と連携して推進します。

2 東御市再犯防止推進計画について

（1） 計画の概要

Ⅰ 計画策定の背景

平成 28 年 12 月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）が成立、施行されました。

また、平成 29 年 12 月に国としての再犯防止推進計画が閣議決定されました。これにともない、県や市といった地方公共団体は、国の再犯防止推進計画に基づき、地方計画を定めることとなりました。

刑法犯の件数自体が全国的に減少傾向にあるものの、再犯者の人数は増加傾向にあること、犯罪や非行をした人（以下、「犯罪をした人等」という。）の中には、貧困や疾病、複雑な生育環境等といった困難な状況にあり、立ち直りに課題を抱えている例も見受けらます。

したがって、再犯防止のためには、刑事司法関係機関のみならず多くの機関が連携し、「息の長い」継続的な支援を実施することが求められています。

このため、本市では、いつでも誰もが安全で安心して過ごすことができる明るい社会の実現に向けて「東御市再犯防止推進計画」を新たに策定しました。

Ⅱ 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、東御市の「地方再犯防止推進計画」として作成します。

また、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」として策定する「第5次東御市地域福祉計画」の計画内に位置づけ、再犯防止にむけて施策の方向性を一体的に提示し、推進します。

Ⅲ 計画の期間

本計画の期間は、「第5次東御市地域福祉計画」とあわせて令和7年度を初年度として令和 11 年度までの5年間とします。

（2） 再犯防止に係る現状と分析

地域福祉計画アンケート調査の結果より以下の現状がわかりました。

Ⅰ 再犯防止法の認知状況

問 33. 再犯防止法についてどれくらい知っていますか。次の中から一つ選んでください。

再犯防止法の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	13	5.1	5.3	5.3
	何となく知っている	63	24.8	25.8	31.1
	あまり知らない	86	33.9	35.2	66.4
	知らない	82	32.3	33.6	100.0
	合計	244	96.1	100.0	
欠損値	99	10	3.9		
合計		254	100.0		

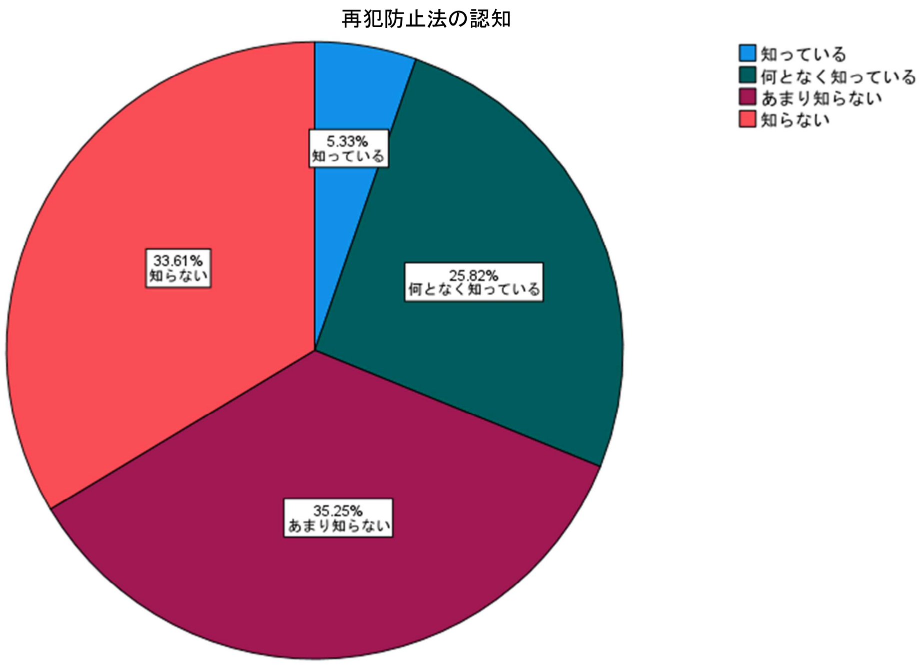

再犯防止法について、「知っている」「何となくしっている」は 3 人に1人の割合であり、「知らない」「あまり知らない」が7割を占めている。

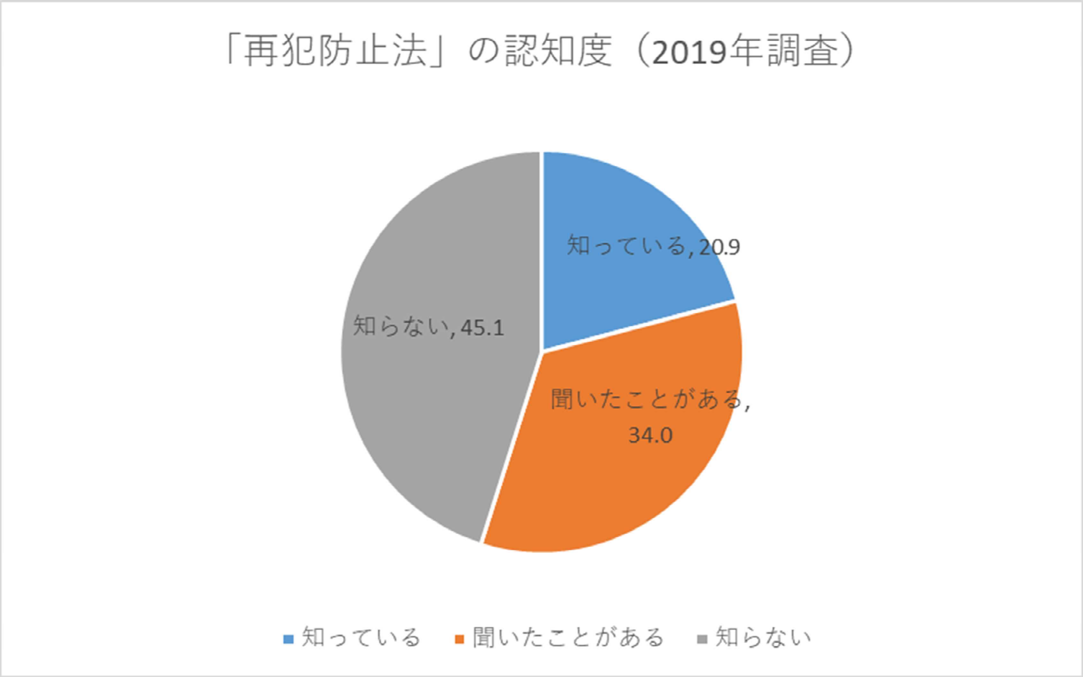
「再犯防止法」の認知度（2019年調査）
知っている, 20.9
聞いたことがある, 34.0
知らない, 45.1
知っている
聞いたことがある
知らない

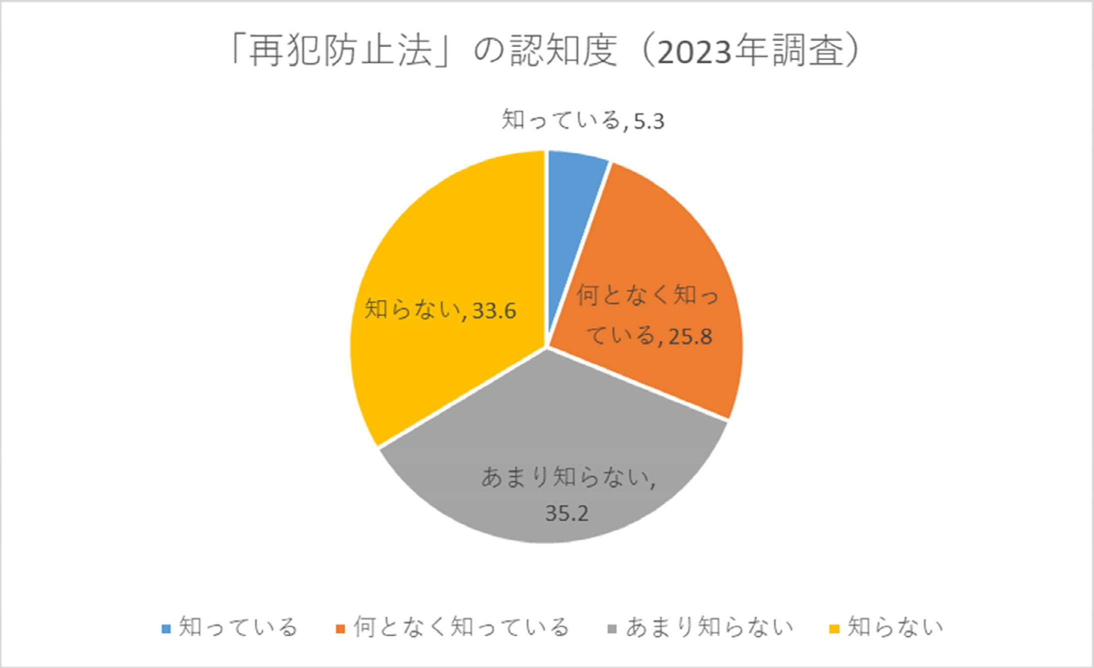
「再犯防止法」の認知度（2023年調査）
知っている, 5.3
何となく知っている, 25.8
あまり知らない, 35.2
知らない, 33.6
知っている
何となく知っている
あまり知らない
知らない

Ⅱ　保護司の認知状況

問 34. 保護司のことを知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問34_保護司の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	62	24.4	25.3	25.3
	何となく知っている	77	30.3	31.4	56.7
	あまり知らない	41	16.1	16.7	73.5
	知らない	65	25.6	26.5	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		

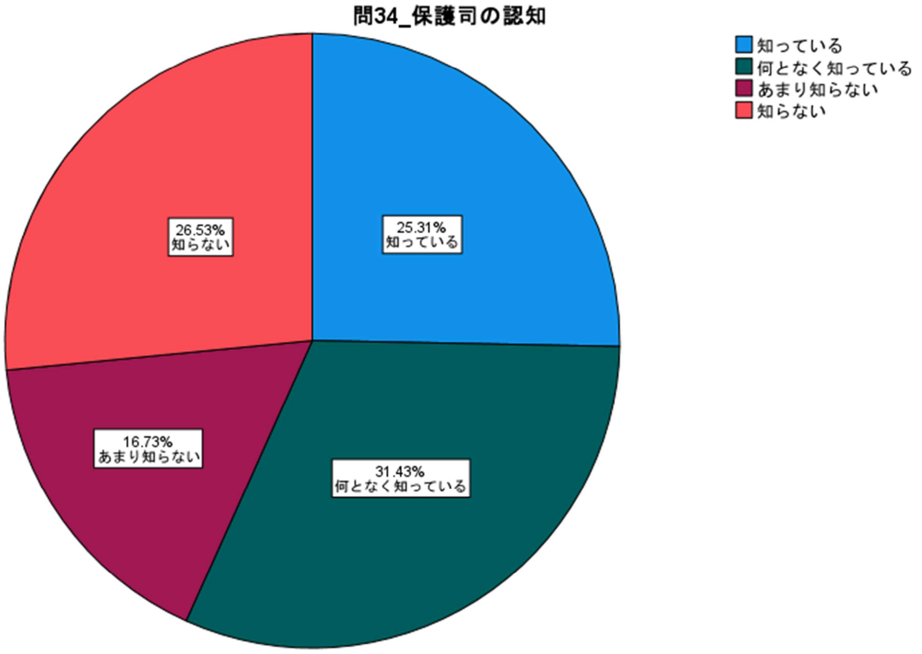

保護司の認知度は、「知っている」「何となく知っている」と回答した人が 57%であり、「知らない」「あまり知らない」が 43%であった。

問 35. 保護司の活動拠点である東御・小県保護司会更生保護サポートセンターが総合福祉センター内にあるのは知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問35_保護司の活動拠点の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	7	2.8	2.9	2.9
	何となく知っている	15	5.9	6.1	9.0
	あまり知らない	37	14.6	15.1	24.1
	知らない	186	73.2	75.9	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		

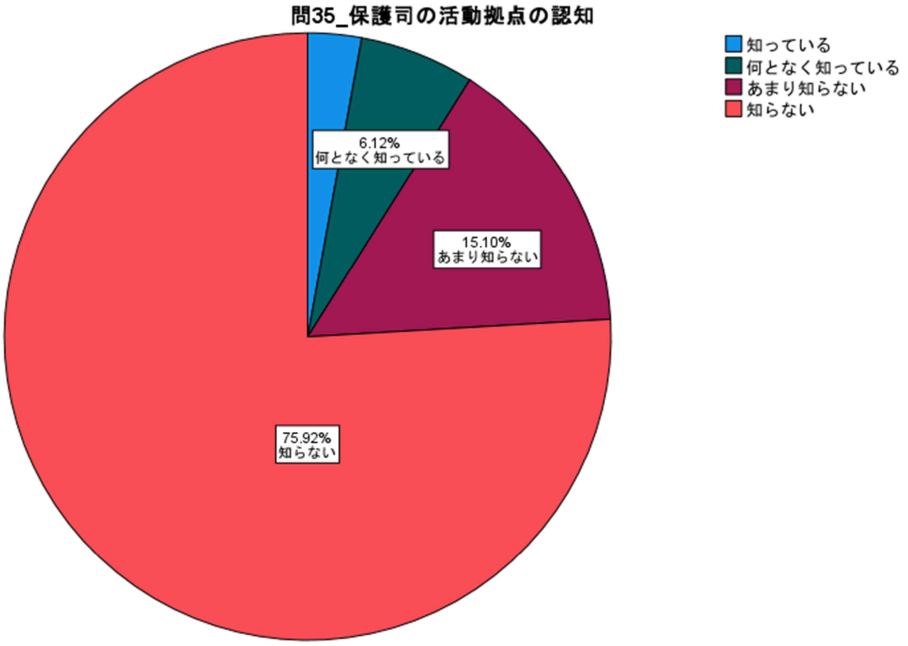

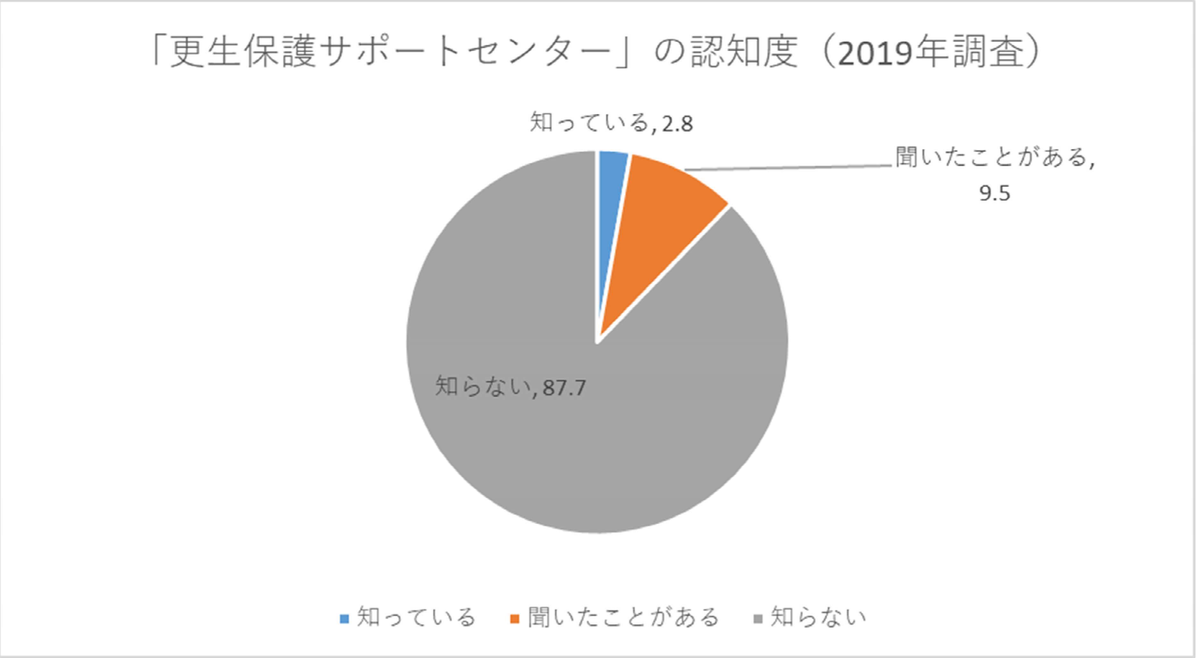

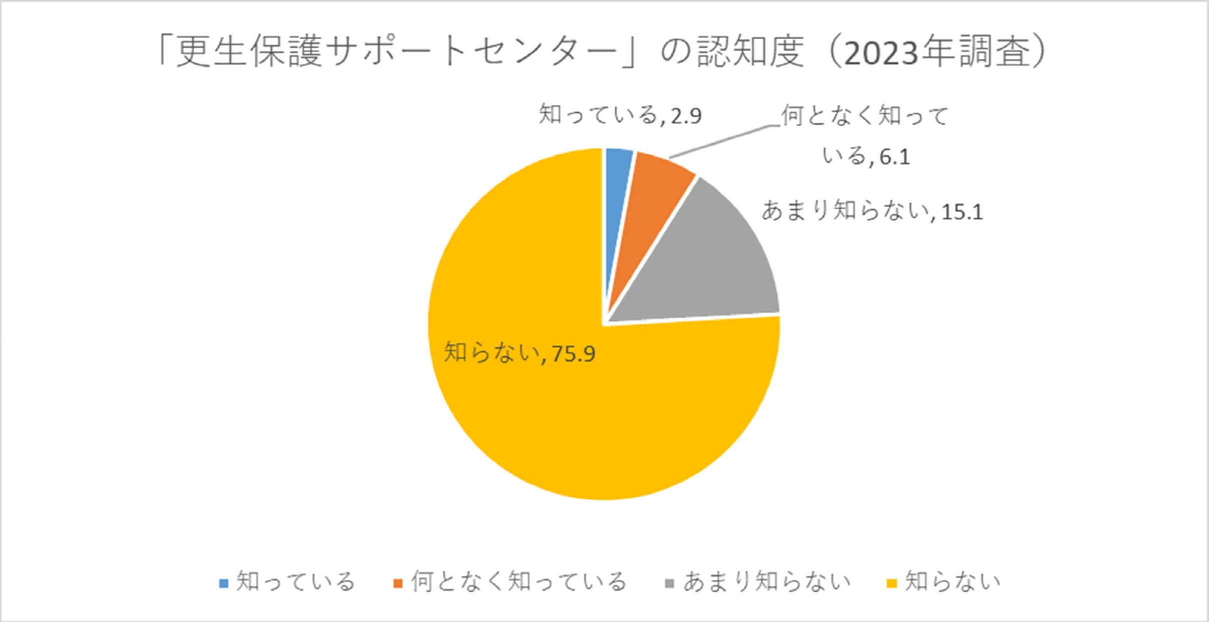

保護司の活動拠点については、前回調査と比べると、「知らない」と回答した人が減少しているが、「知っている」「何となく知っている」と回答した人は1割程度である。

問 36. 社会を明るくする運動について知っていますか。次の中から一つ選んでください。

問36_社会を明るくする運動の認知

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	知っている	5	2.0	2.0	2.0
	何となく知っている	22	8.7	9.0	11.0
	あまり知らない	52	20.5	21.2	32.2
	知らない	166	65.4	67.8	100.0
	合計	245	96.5	100.0	
欠損値	99	9	3.5		
合計		254	100.0		

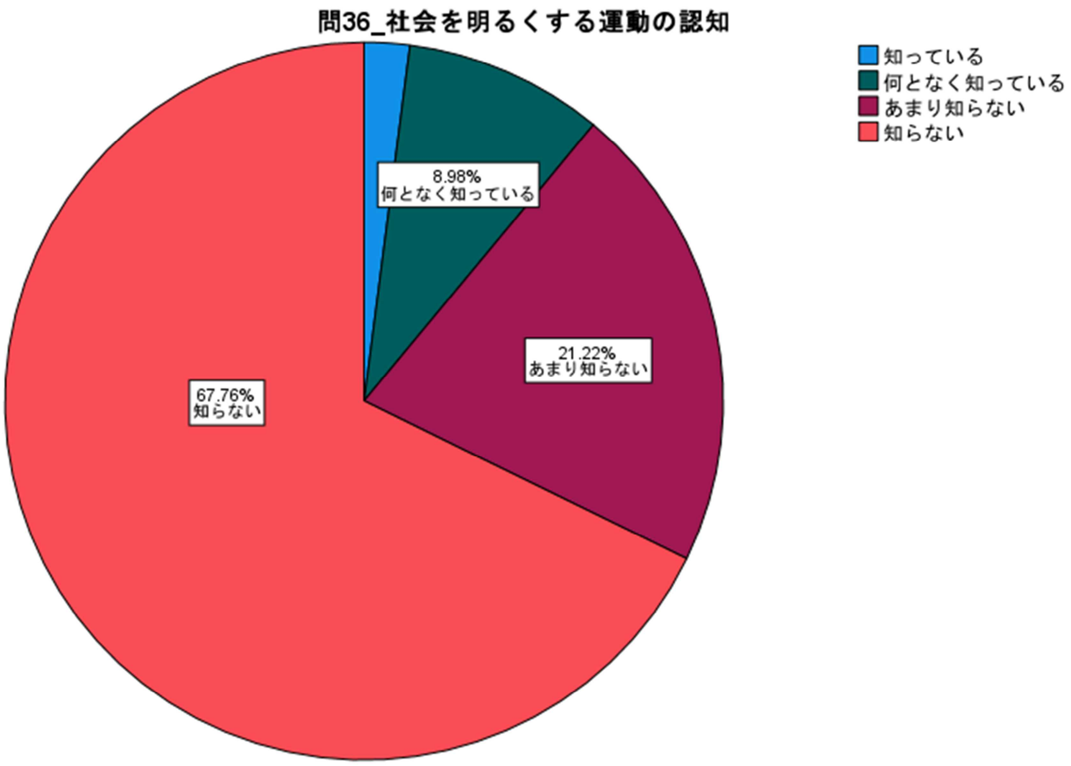

社会を明るくする運動では、「知っている」「何となく知っている」と回答した人は1割であり、約 9 割が「知らない」「あまり知らない」と回答している。

問 37. 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。次の中から一つ選んでください。

問37_立ち直りへの協力

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	協力したい	16	6.3	6.6	6.6
	どちらかというと協力したい	61	24.0	25.2	31.8
	どちらかというと協力したくない	34	13.4	14.0	45.9
	協力したくない	26	10.2	10.7	56.6
	5	105	41.3	43.4	100.0
	合計	242	95.3	100.0	
欠損値	99	12	4.7		
合計		254	100.0		

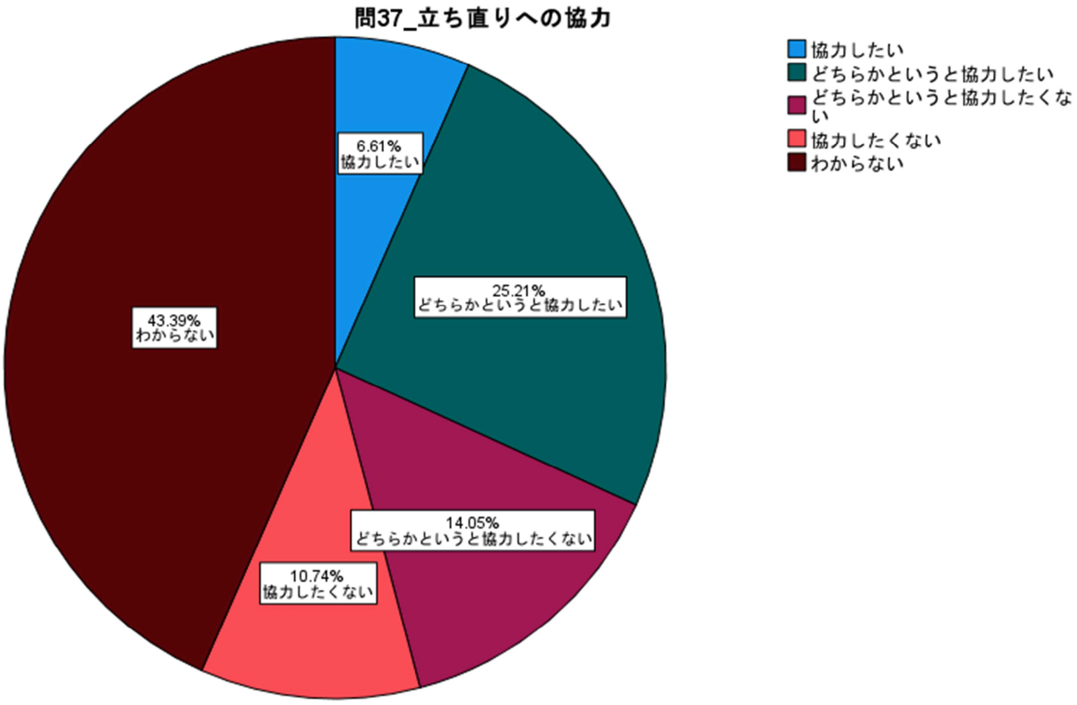

犯罪をした人の立ち直りへの協力については、3 人に 1 人が協力したいと回答したのに対して、4 人に 1 人は協力したくないと回答している。

Ⅲ　再犯防止における取組の市民意識について

問 38．再犯防止策の取り組みとしてどのような支援が必要だと思いますか。次の中から一つ選んでください。

問38_再犯防止策の取り組み

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	住居提供_サポート	19	7.5	8.0	8.0
	保健医療_福祉サービス支援	23	9.1	9.7	17.7
	地域社会との連携	33	13.0	13.9	31.6
	就労支援	106	41.7	44.7	76.4
	生活支援	43	16.9	18.1	94.5
	その他	13	5.1	5.5	100.0
	合計	237	93.3	100.0	
欠損値	99	17	6.7		
合計		254	100.0		

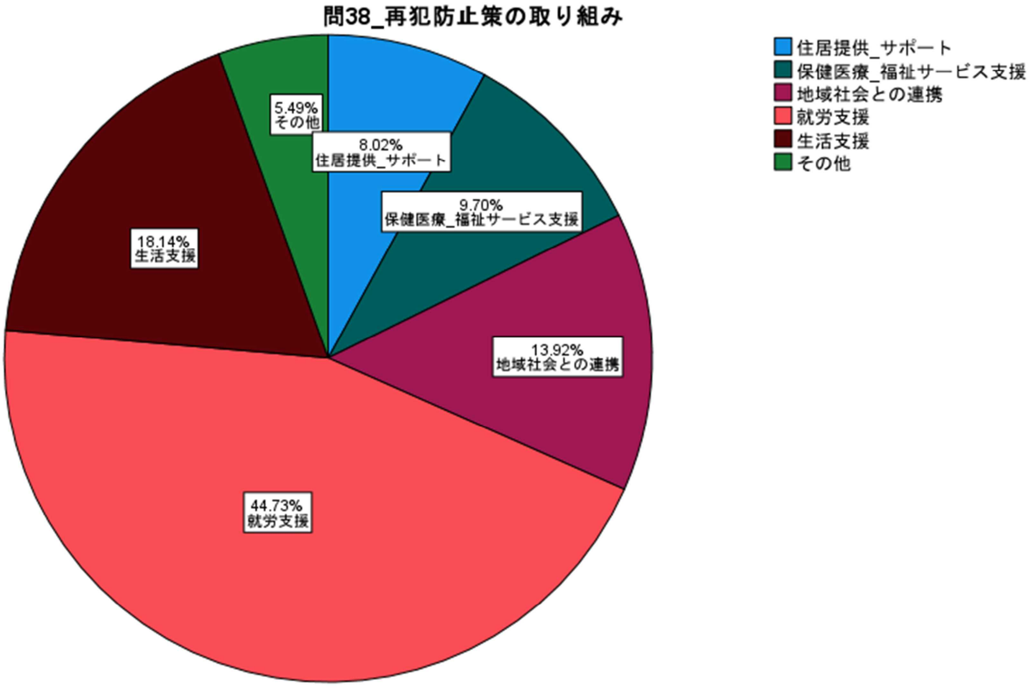

再犯防止の取り組みに関する回答では、就労支援が最多であり、生活支援、地域社会との連携が続く回答結果となった。

（3） 基本方針と施策の方向

Ⅰ 基本方針

令和4年に策定された国の第二次再犯防止推進計画における基本方針及び第2次長野県再犯防止推進計画を踏襲し、かつ東御市地域福祉計画の基本理念である「ともにつながりともに認め合うみんなが助け合い支えあうまち」に基づき、地域住民、更生保護関係団体、刑事司法機関、福祉関係団体、福祉行政機関と連携し、「いつでも誰もが安全で安心して過ごし続けられる明るい東御市」を目指していくことを当計画の基本方針とします。

Ⅱ 施策の方向

上記、基本方針をもとに非行防止の取組推進（予防的視点に基づく取組）、犯罪をした人等への再犯防止の取組及び多岐にわたる関係機関との連携、そして地域住民と学ぶ更生保護（普及啓発）という段階に応じて施策の方向性を以下に提示します。

1．非行防止の取組推進（予防的視点に基づく取組）

ア 現状と課題

非行の防止は幼少期からと言われています。犯罪をした人等の中には、幼少期に虐待やいじめ等に遭った「かつての被害者」であった人も少なくありません。

当市は子育て支援に関わる関係団体、福祉行政機関が多岐にわたりますが、「非行防止」という視点において子育て支援が十分に実施されているとは言えません。

幼少期から子育て支援に関わる多くの関係者が「現在の支援が将来の非行、犯罪を予防することになる」という視点、意識をもち支援に取り組むことが重要となります。

このため、保護司[19]が所属する東御市保護司会[20]といった更生保護関係団体と当市の子育て支援に関わる部署とが定期的に情報交換をし、相互に理解を深めていくことが必要となります。

イ 施策の方向

①子育て支援に関わる関係者が「非行防止」という視点を持ちながら支援業務に取り組むことができるように長野保護観察所[21]や東御・小県地区保護司会[22]、東御市保護司会、東御市更生保護女性会[23]といった刑事司法機関、更生保護関係団体の協力を得て、犯罪等をした人の背景や再犯防止について学ぶ機会を設けます。

②保護司、民生児童委員、区等とが連携し、子育てに関する知識を定期的に習得し、福祉的支援が必要なケースの掘り起こし及び伴走型支援に係る見守り支援の体制を充実させます。

---

[19]保護司：保護司法に基づき、犯罪をした人等の改善更生を助ける民間のボランティア。

[20]東御市保護司会：東御市にいる保護司が所属するボランティア団体。

[21]保護観察所：保護観察を実施する機関。保護観察官が保護観察を行う。東御・小県地区は 1 名配置。

[22]東御・小県地区保護司会：東御市、長和町、青木村の保護司が所属するボランティア団体。

[23]東御市更生保護女性会：女性保護司、女性の民生委員が会員となり非行防止、青少年の健全育成支援、更生保護の協力を目的とした女性ボランティア団体。

③東御市子どもサポートセンターが実施している事業と東御市更生保護女性会が実施している子育て支援事業の情報共有及び連携を図り、子育て支援の協力体制を充実化させます。

④法務省が実施する社会を明るくする運動[24]の事業の一環である社会を明るくする運動作文コンテストを開催して、子ども自身が非行や更生保護について学ぶことができる機会を創出します。

2. 犯罪をした人等への再犯防止の取組（事案発生時における再犯防止の取組）

ア　現状と課題

全国的に犯罪した人等の再犯者率が高いことから、再犯を防止することが最重要課題となります。

そのためには、犯罪をした人等を孤立させず、住居の確保及び求職活動の支援等を行い、生活の基盤を整える環境づくりが必要となります。

なお、犯罪した人等のうち高齢や障がい等により就労自体が困難な場合もあるため刑事司法機関及び更生保護関係団体と福祉関係団体、福祉行政機関が連携し、福祉サービスを利用しながら生活基盤を整備することが必要となります。

また、犯罪をした人等の対応だけでなく、犯罪被害者等の人権が守られ、少しでも安心して当市で生活を営むことができるように犯罪被害者等支援を行う人権同和政策課と東御市保護司会とが適切な距離を保ちながらも、犯罪被害者が二次被害に遭うことがないように相互に法及び制度について学び、情報共有、連携を図っていく必要があります。

イ　施策の方向

①犯罪をした人等の居住について、市営住宅の入居に関する周知を図り、住居の確保を図ります。

②東御市保護司会と連携し、協力雇用主[25]の開拓を図ります。

③犯罪をした人等のうち高齢、障がい等により福祉課題を抱える場合は、福祉関係団体や当市の関係部署が連携し、適切なサービスを活用し生活基盤を整備する支援を行います。

④犯罪をした人等の支援者となる東御市保護司会と犯罪被害者等の支援機関となる人権同和政策課の担当職員とが、それぞれの当該支援者に対して適切な支援を実施することができるよう犯罪被害者等支援条例制定後の動向及び刑法改正等について情報共有する場を設け、相互理解を深めることとします。

---

[24]社会を明るくする運動：更生保護に理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
[25]協力雇用主：更生に協力する民間事業主。

3. 多岐にわたる関係機関との連携

ア　現状と課題

非行防止の取組の一つとして令和4年に東御市子どもサポートセンターが創設され、横断的かつ伴走型の支援を行っています。また、犯罪をした人等への再犯防止の取組として東御市地域包括支援センターを中心に医療と介護の連携も図られています。

犯罪をした人等のうち高齢や障がい等で福祉課題を抱える場合は、地域包括ケアシステム[26]により段階的に構築され福祉関係団体や当市の関係部署内とが連携できるスキームとなっています。今後も地域包括ケアシステムは深化され、官民問わず、より一層の連携が進む流れとなっています。

しかし、犯罪をした人等への支援や更生保護といった視点に立った場合、発生件数が少ないこと、また個人に関わる情報について細心の注意が必要となるため、多岐にわたる福祉関係団体との連携は積極的には行われませんでした。実態としては、保護司が中心となり、保護司が自前でもつ社会資源を使って支援せざるを得ない状況となっていました。

その一方で、福祉関係団体や福祉行政機関だけでは把握できず、または支え切れず刑事司法関係機関といった司法領域で対応することになった「生きづらさ」や「多くの課題」を抱えている犯罪をした人等の多くが、再度地域に戻り地域社会の一員となっていきます。その時に更生保護団体や保護司だけで対応することは現実的には難しい状況となっています。

イ　施策の方向

①保護司対応事案が発生してから、保護司が福祉関係団体と繋がるのではなく、日頃から社会資源を把握することができるように福祉関係団体や福祉行政機関との連携を図ります。

②地域包括ケアシステムに保護司会といった更生保護関係団体が組み込まれるように関係機関と連携していきます。

③刑事司法関係機関の現状を福祉の関係機関へ周知し、相互理解を深められるようにします。

---

[26]地域包括ケアシステム：高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられることができるよう、地域の中で支えあう体制。

4．地域住民と学ぶ更生保護（普及啓発）

ア　現状と課題

再犯防止に係る 2023 年に実施した市民へのアンケート調査によると、再犯防止法の認知については「知っている」「何となく知っている」が3分の１程度となっており、保護司の認知については約4割の方が「知らない」「あまり知らない」と回答しています。

保護司の認知については、半数以上の方が「知っている」「何となく知っている」と回答され保護司という存在が認知されるようなっています。一方で、保護司の活動拠点や活動等における調査については、およそ9割の方が「知らない」「あまり知らない」と回答しており、社会を明るくする運動等の啓発活動についてはも9割近い方が認知をしていない状況となっています。

立ち直りへの協力は、３人に１人が「協力したい」と思うのに対し、４人に１人は「協力をしたくない」と回答しています。また、再犯防止策の取組については「就労支援」が必要とする回答が多く、社会復帰に向けての就労支援の重要性があることが回答結果として示されました。

以上のアンケート調査から、再犯防止に関する法律については何となく知って指定医はいるものの、保護司や保護司の活動拠点であるサポートセンター、再犯防止に関する取組について市内では認知されていないという傾向があります。

「分からない」ということは不用意に不安を増大させます。まずは更生保護について知る機会を得ることが大切になり、そして保護司の顔が「見える」ことが重要となります。

イ　施策の方向

①東御・小県地区保護司会の周知を図るため保護だより、SNS 等を使用して更生保護の普及に努めます。

②更生保護を身近に感じてもらうため、市内イベントにあわせて社会を明るくする運動の広報活動を行います。

③福祉関係団体や福祉行政機関の支援者側に保護司の存在を認識していただくことを目指します。そのために、勉強会やイベント時においての連携を図ります。

（4） 施策の実施体制

Ⅰ　市役所内の推進体制

再犯防止に係る施策は、子育てから、保健、医療、福祉、住まい等の多くの分野にまたがるものです。重層的に支援できるように市役所内の関係部署と再犯防止の視点を共有し、連携していきます。

再犯防止の取組を推進することは「地域共生社会」を進めるひとつの動力となりますし、福祉関係団体の支援者や福祉行政機関に新たな視点をもたらすものとなります。

その一方で犯罪をした人等がいるということは、必ず被害者がいることになります。発生件数が少ないからではなく、犯罪が起きない社会、再犯はさせない安心なまちづくりを推進します。

また、国や長野県の動向を注視しつつ、社会や経済情勢の変化等を把握し、適格に対応しながら、本計画を着実に推進します。

Ⅱ　連携する関係団体等と計画の点検

保護観察所や保護司、更生保護女性会、警察関係者などの機関と福祉、保健、医療、そして人権に関わる機関と連携し、相互に理解と協力を得て再犯防止を推進します。

また、東御市地域福祉計画策定推進委員会の中で、計画の進行管理を図るとともに、課題や事業について、定期的に情報共有し、協議を行う機会を設けます。

資料編

1　統計データ

（1） 人口･世帯の状況

◎ 年齢3区分別人口　【単位：人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
総数	29,945	29,822	29,605	29,412	29,149
年少人口（15 歳未満）	3,684	3,648	3,586	3,525	3,387
生産年齢人口（15～64 歳）	16,957	16,749	16,556	16,396	16,235
老年人口（65 歳以上）	9,304	9,425	9,463	9,491	9,528

【資料：住民基本台帳】

◎ 地区別人口の状況　【単位：人、%】

地区	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
田中地区	8,997	1,151	12.8	5,223	58	2,623	29.2
和地区	5,936	697	11.7	3,395	57.2	1,844	31.1
滋野地区	4,944	567	11.5	2,680	54.2	1,697	34.3
祢津地区	4,792	561	11.7	2,635	55	1,596	33.3
北御牧地区	4,481	411	9.1	2,302	51.4	1,768	39.5

【資料：住民基本台帳】

◎ 総世帯、1 世帯あたりの人数　【単位：世帯、人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
総世帯数	12,163	12,273	12,319	12,441	12,525
1世帯当たりの人数	2.46	2.43	2.40	2.36	2.33

【資料：住民基本台帳】

（2） 高齢者の世帯の状況

◎ 高齢者世帯の状況　【単位：世帯】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
65 歳以上の者のいる世帯	6,267	6,319	6,356	6,386	6,408
単独世帯	1,834	1,819	1,816	1,822	1,824
夫婦世帯	2,685	2,740	2,750	2,762	2,779
同居世帯	1,748	1,760	1,790	1,802	1,805

【資料：住民基本台帳】

◎ 高齢化率の状況　【単位:%】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
東御市	31.1	31.6	32.0	32.3	32.7
長野県	31.8	32.1	32.5	32.8	32.9
全国	28.4	28.6	28.9	29.0	29.1

【資料:住民基本台帳】

◎ 要介護・要支援認定者の状況　【単位:人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
要介護認定者数	1,479	1,544	1,599	1,648	1,700
要支援1	121	138	162	176	205
要支援2	171	173	183	219	224
要介護1	315	346	355	382	400
要介護2	283	294	278	279	277
要介護3	239	236	236	216	224
要介護4	211	214	242	228	230
要介護5	139	143	143	148	140

【資料:福祉課】

(3) 障がいのある人の状況

◎ 身体・知的・精神の障がい者手帳所持　【単位:人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
身体障がい者	1,207	1,393	1,178	1,166	1,142
知的障がい者	272	274	241	315	330
精神障がい者	339	364	391	416	416

【資料:福祉課】

(4) 生活保護及び生活困窮者の状況

◎ 生活保護の状況(各年度の3月末現在)　【単位:世帯、人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
被保護世帯数	96	107	102	105	122
被保護者数	115	126	121	122	148

【資料:福祉課】

◎ 生活困窮自立相談支援の状況 【単位:件】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談件数	71	179	110	78	75
プラン作成件数	58	40	40	40	35

【資料:福祉課】

(5) 子育て世帯の状況

◎ 母子・父子世帯の状況(児童扶養手当申請者) 【単位:世帯】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
母子世帯	265	270	264	262	253
父子世帯	17	18	16	14	11

【資料:福祉課】

◎ 合計特殊出生率の状況 【単位:人】

区分	R1	R2	R3	R4	R5
東御市	1.32	1.38	1.40	1.31	1.25
長野県	1.57	1.46	1.44	1.43	1.34
全国	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

【資料:健康推進課】

２ アンケート結果

（１）調査の目的

市政に対する市民ニーズ、市が実施する事業に対する考え方、意見、優先度等を調査し、今後の施策の基礎資料とする。また、現在の計画が最終年を迎えるため、新計画策定に向けたアンケートを実施し、比較検討をおこなうこと。

（２）調査対象

市内に住所を有する 16 歳以上の方、1,000 人に調査票を郵送するとともに、インターネットでの回答も行えるようにした。

（３）調査の期間

令和5年１１月１５日（水）～１２月１５日（金）まで

（４）調査の回収率

回収状況３１７人　回収率３１．７%

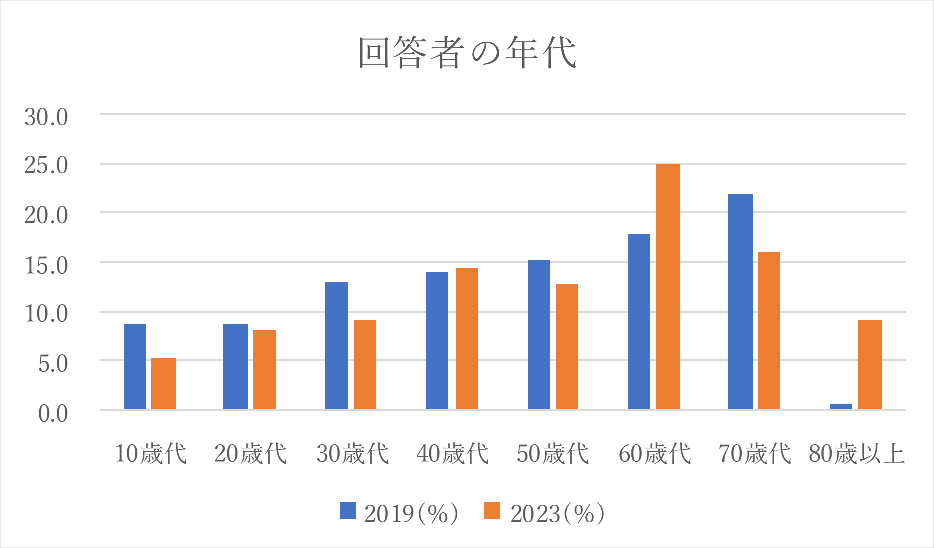

回答者の年代について、前回調査（2019 年）と比べてみると、60 歳代以上でみると、前回調査（2019 年）では 41%であったが、今回調査では 50%の回答率である。つまり、今回調査の回答者の 2 人に 1 人が 60 歳以上である、ということになる。

問．現在、あなたにとって一番の生きがいや楽しみを選んでください。

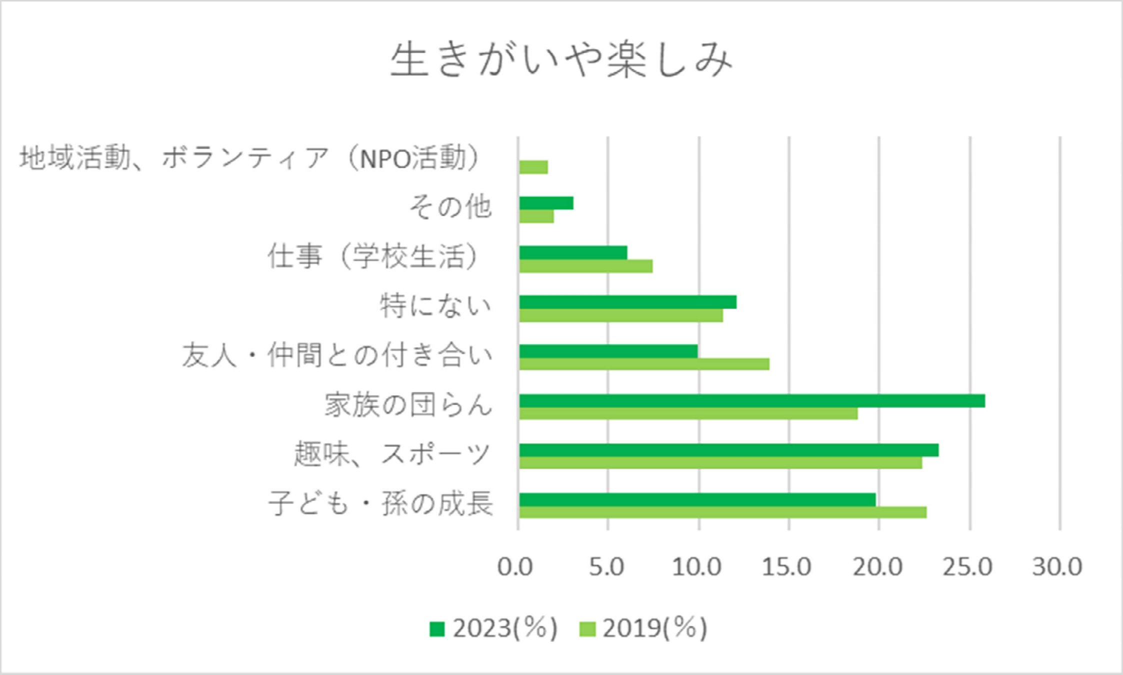

居住年数 10 年未満において「家族の団らん」を生きがいとする回答者が顕著に増えた。

問．下記の項目について、あなたの満足度はいかがですか。

	満足		やや満足		やや不満		不満		わからない	
	R1	R5	R1	R5	R1	R5	R1	R5	R1	R5
隣り近所との関係	24.5	23.5	13.9	13.6	7.9	6.6	6.1	4.0	3.5	2.8
区、公民館の活動	15.9	9.5	12.1	10.0	10.4	9.9	7.5	6.4	6.3	6.8
子どもの育成会活動	9.9	7.8	9.4	6.8	5.4	5.8	1.8	2.3	14.1	12.0
子育て世帯への支援体制	8.1	3.9	8.8	5.5	6.7	7.5	7.9	5.7	13.7	12.5
高齢者世帯への支援活動	5.5	6.5	8.0	6.8	10.7	7.5	8.8	8.4	13.2	10.4
障がいのある方の暮らしやすさ	2.9	1.6	5.4	4.5	9.6	6.4	7.0	9.1	17.5	13.6
防災体制	9.6	9.2	12.7	10.9	9.4	6.6	7.5	2.3	8.2	8.4
災害時の弱者への支援体制	3.6	4.9	6.8	5.8	9.6	5.2	6.6	4.7	15.8	13.1
買い物、通院等の利便	13.0	14.4	12.4	9.4	14.6	12.4	26.3	16.8	1.9	1.8
公的手続きの利便	7.0	5.9	10.4	9.7	15.7	12.4	20.6	16.1	5.9	4.0
通勤や通学の利便（新規項目）	0.0	7.5	0.0	8.0	0.0	12.0	0.0	15.1	0.0	5.5
働きやすさ（新規項目）	0.0	5.2	0.0	8.9	0.0	7.7	0.0	9.1	0.0	9.1

R1 年と R5 年を比較して、買い物、通院などの利便について「不満」と回答した割合が 10%近く、減っている。よって、R1 年に比べ、R5 年の買い物、通院などの利便が充実したといえる。

問. あなたが、これからも安心して暮らしていくためにどんなことを望みますか。

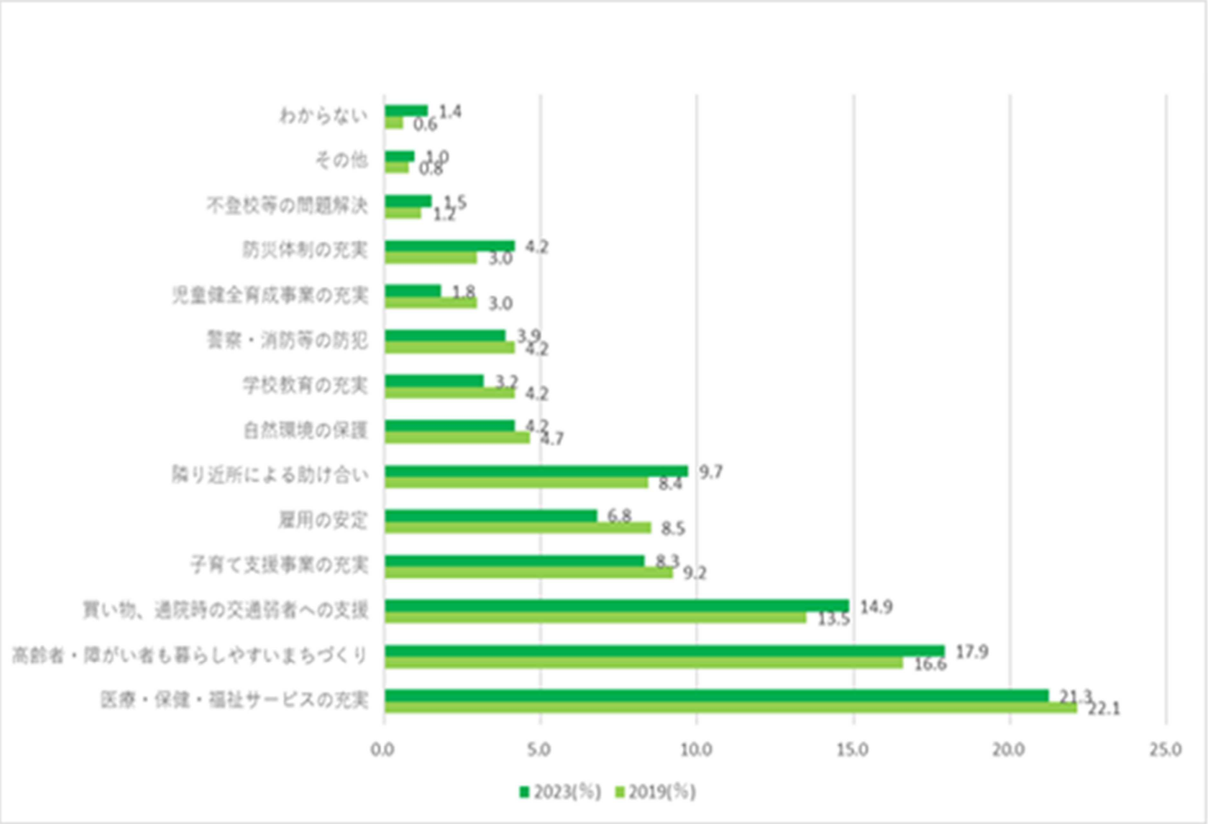

防災体制や隣近所の助け合いとアクセス、弱者のまちづくりの要望が高い傾向にある。

問. 少子高齢化を背景に、地区の今後について心配していることは何ですか。

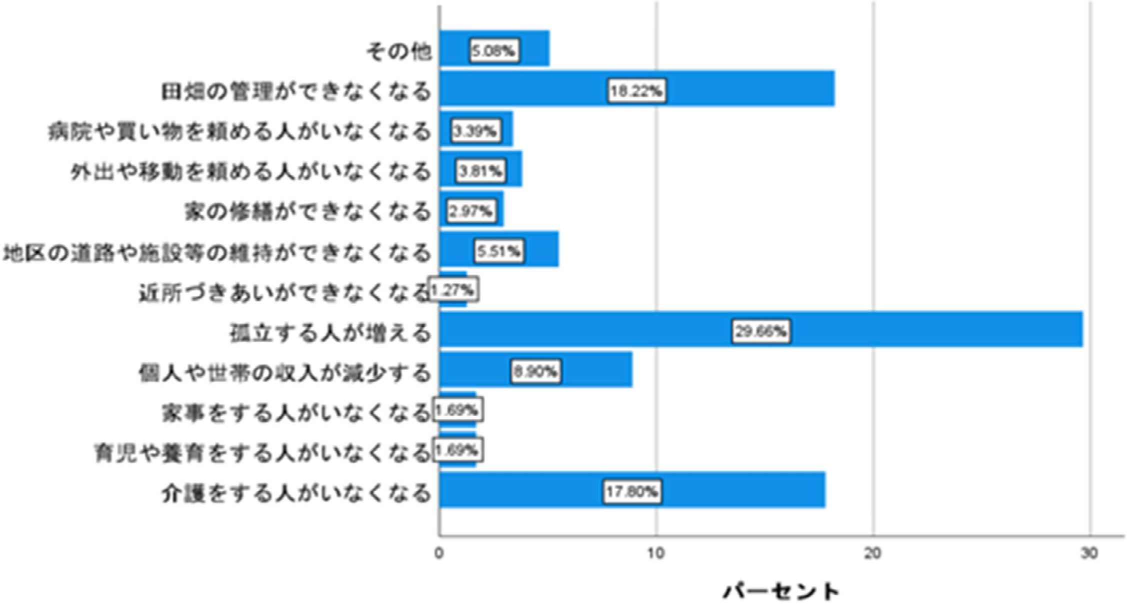

少子高齢化の進行にともなう地区での具体的な困り事は、社会的孤立と田畑の管理ができなくなること、介護をする人がいなくなることである。

問. お住まいの地区で、あなた自身の隣近所とのお付き合いの状況はどうですか。

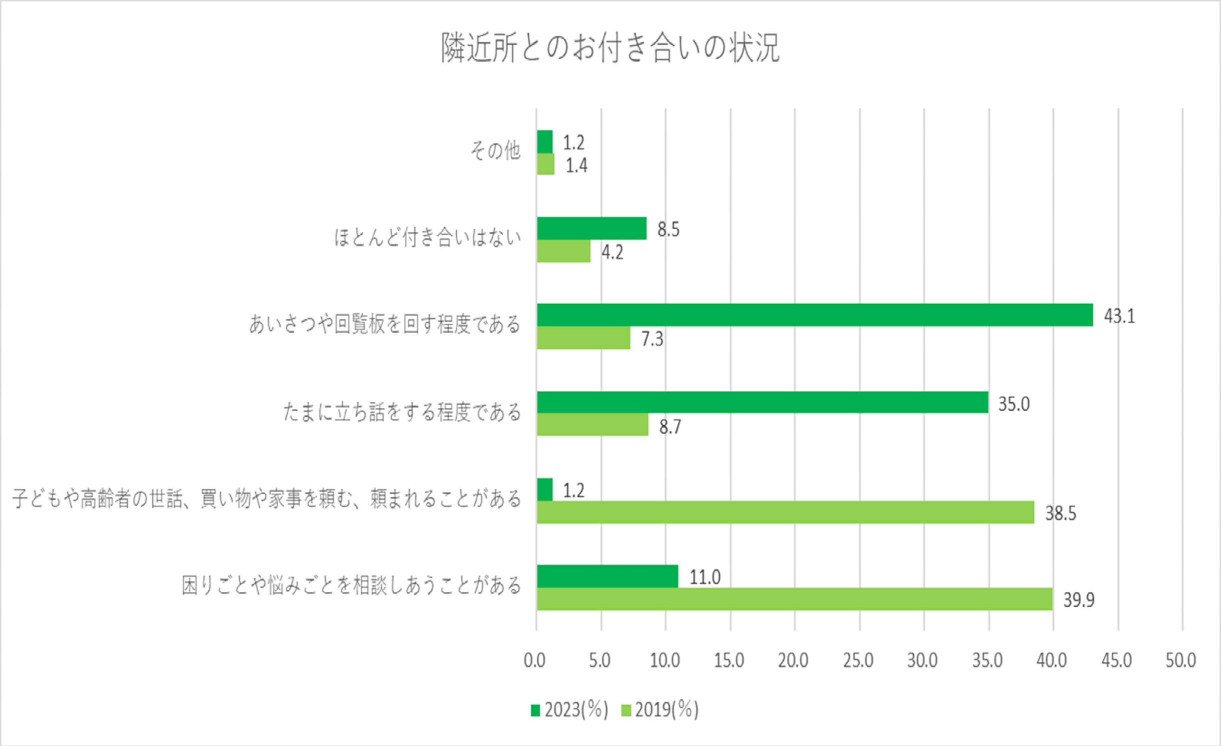

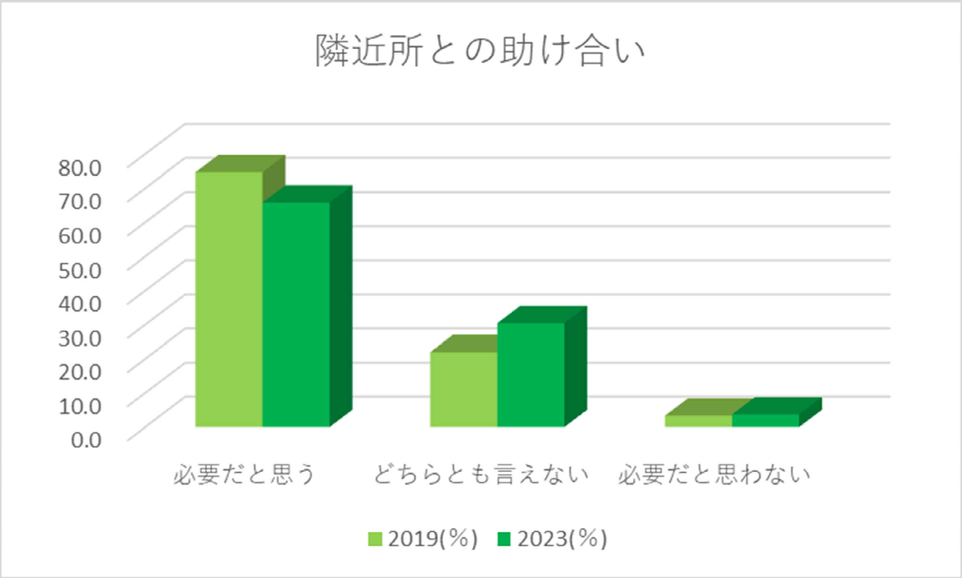

いわゆるコロナ禍を通じて、隣近所との付き合いは、特に居住年数の短い住民の間で顕著に希薄化している。隣近所との助け合いが「必要だと思う」と回答した人の割合は、前回調査に比べて減少傾向にある。

問. 今後、地区で協力して取り組んで行くことが必要だと思うものを選んでください。

		応答数		ケースのパーセント
		度数	パーセント	
地区で協力して取り組むべきこと[a]	問12_1_地域ぐるみで子どもたちの成長を助けること	76	17.0%	45.2%
	問12_2_子育てで悩んでいる家庭への手助けをすること	36	8.1%	21.4%
	問12_3_単身高齢者_高齢者のみ世帯への手助けをすること	124	27.7%	73.8%
	問12_4_障がいのある方が安心して暮らせるようにすること	65	14.5%	38.7%
	問12_5_健康づくりのための活動を行うこと	49	11.0%	29.2%
	問12_6_地域の防災活動を行うこと	49	11.0%	29.2%
	問12_7_生活困窮者への援助	40	8.9%	23.8%
	問12_8_その他	8	1.8%	4.8%
合計		447	100.0%	266.1%

高齢者世帯への支援と障がい者支援、子育て支援が地区の主要課題である。

問. 近所に困ったり悩んだりしている人がいた場合、どのような行動をされますか

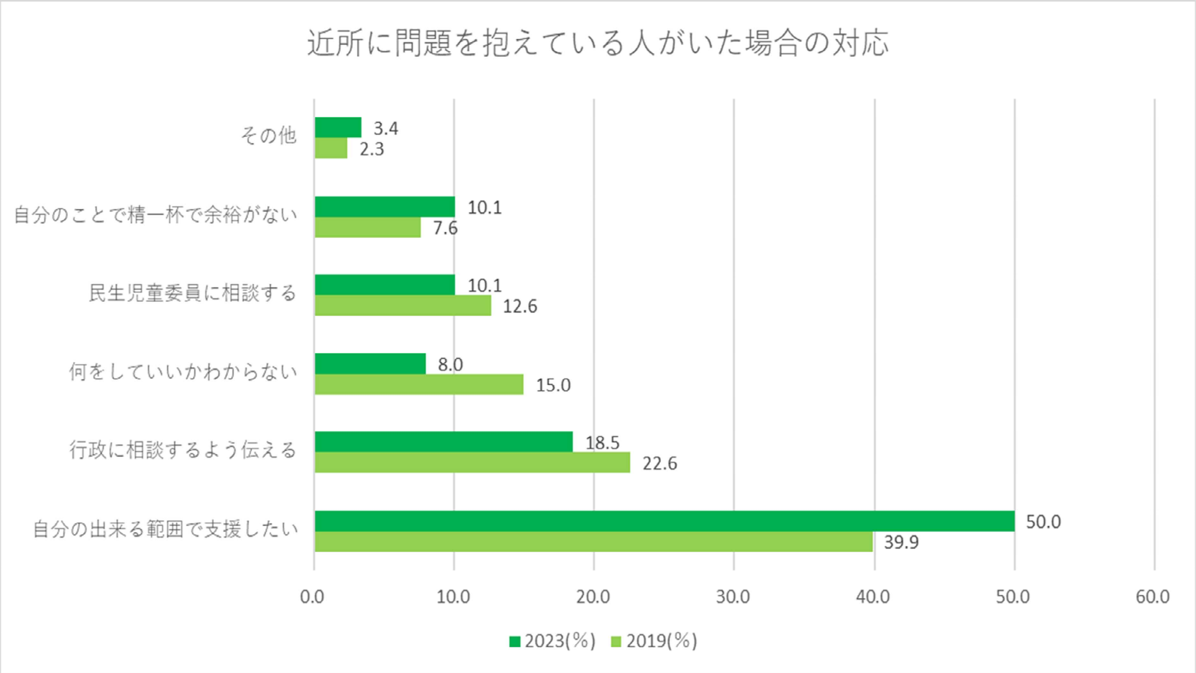

自分の事で精一杯と回答している人が増えている一方で、出来る範囲で協力したいと回答している人は増えている。

問. あなた自身が、現在心配していることはありますか。

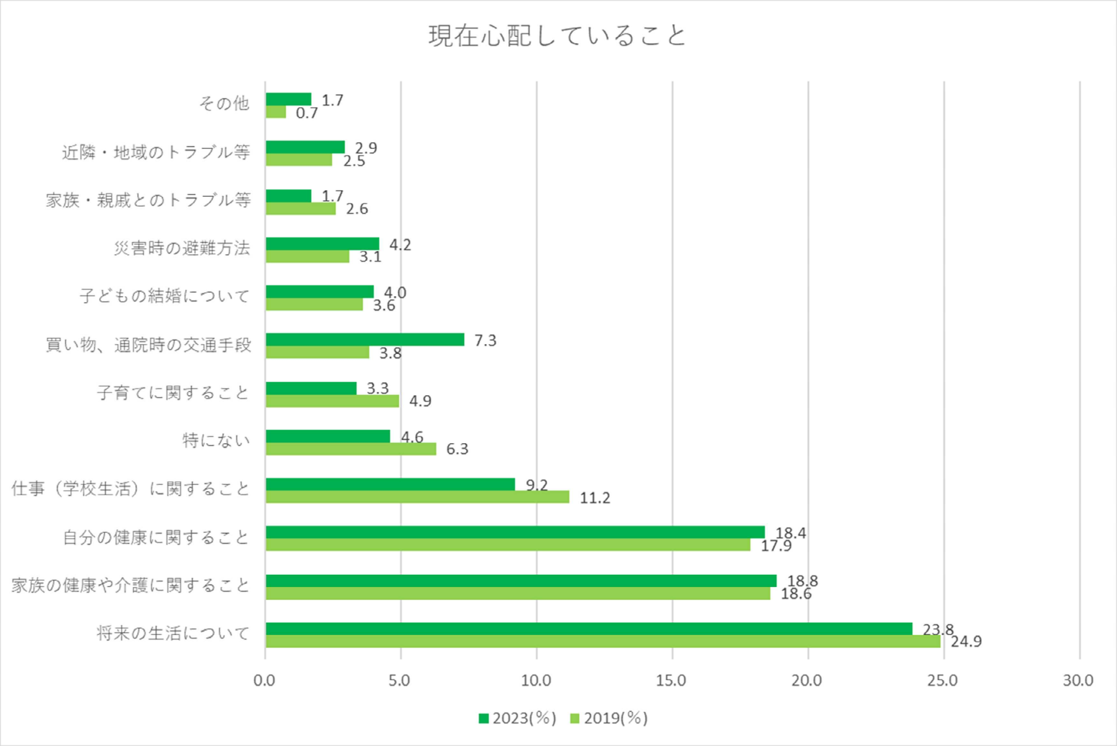

自身の心配事として、自分や家族の健康問題は、全国と同様に高い傾向が認められるが、加えて、買い物や交通手段などのアクセス問題が高い傾向にある。

問. 生活困窮の問題や支援制度について、どのような支援が必要だと思いますか。

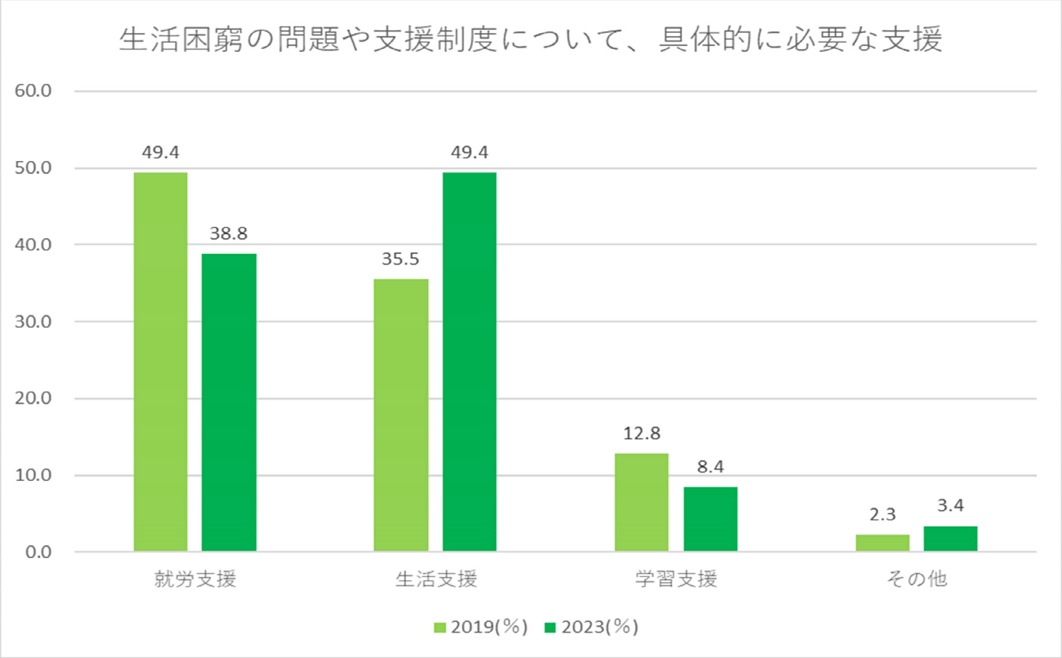

生活困窮の問題やその支援制度についてみると、前回調査では、「就労支援」が最多であったが、今回調査では「生活支援」が最多であった。

問. 今後のボランティア活動について次の中から一つ選んでください。

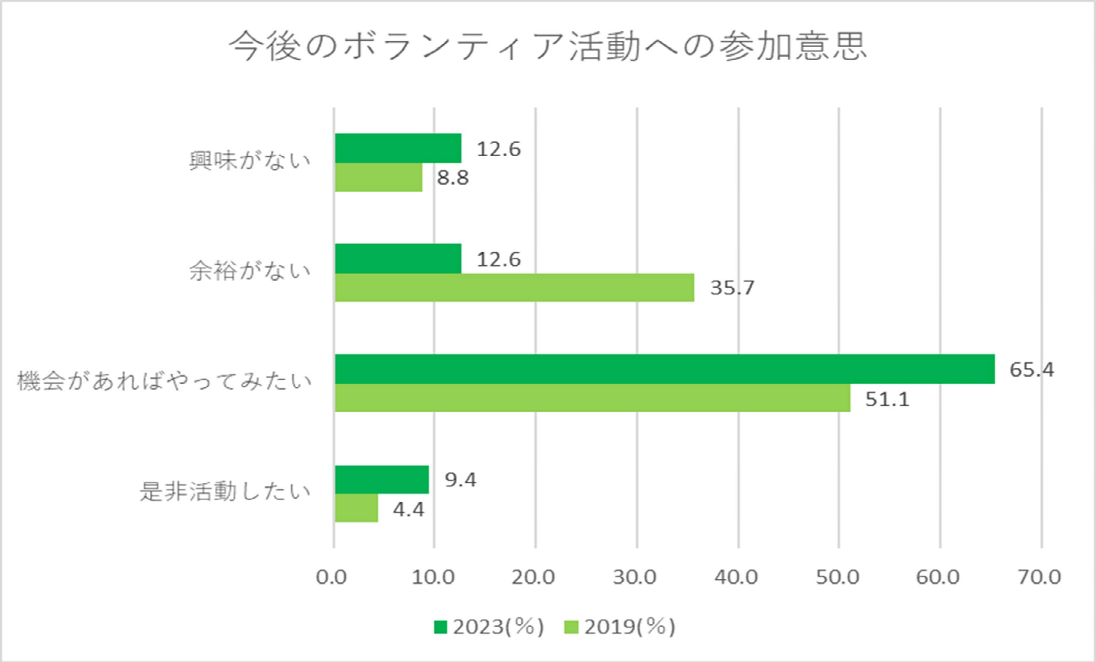

前回調査と比べて「機会があればやってみたい」という回答が高くなっている。ボランティアや地域の活動に参加したいという人は多くなっている。

問. 災害や緊急時、安否確認や支援を行うための体制はどれがよいと思いますか。

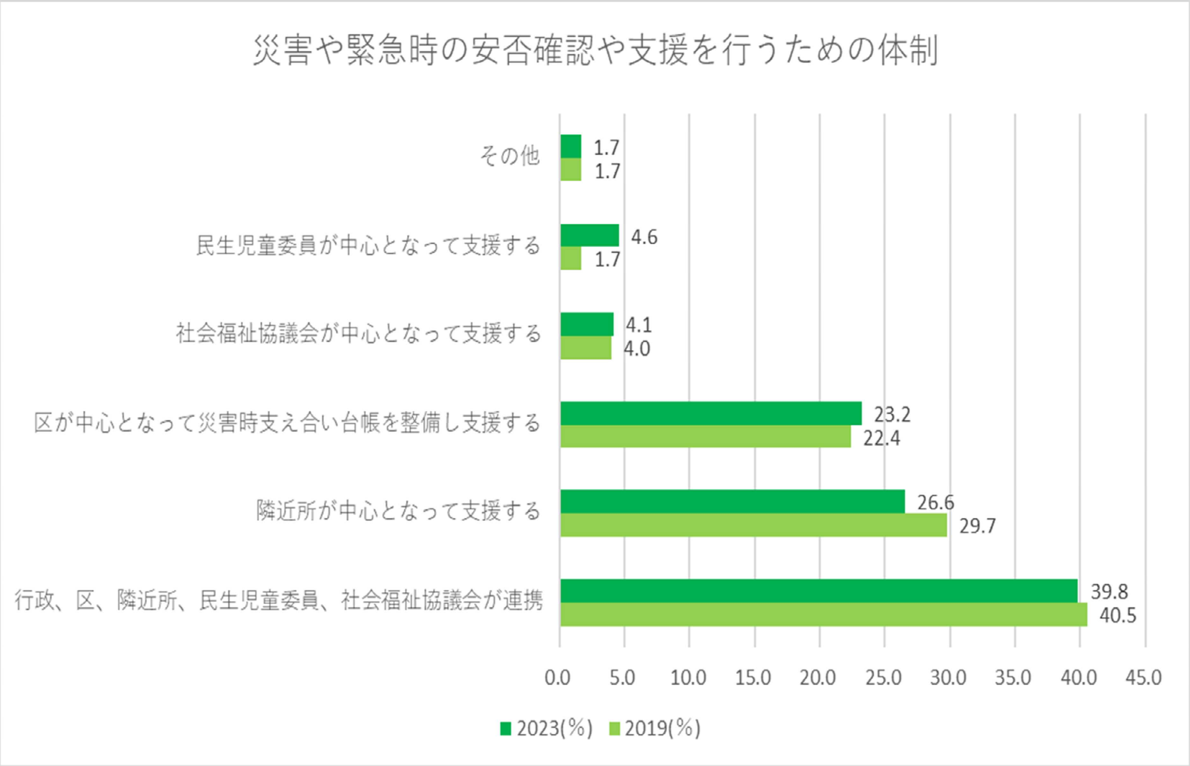

行政と他機関との連携や隣近所が中心となるよりも、区が中心となった「支え合い台帳を整備し支援する」が、前回調査と比べて高くなっている。

3 策定経過

東御市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

開催日	会議・実施事項等	内容
令和5年 10 月 25 日	地域福祉計画推進委員会	・進捗管理 ・アンケート内容検討
令和6年6月4日	第1回策定委員会	・策定概要説明 ・アンケート結果について
令和6年8月 29 日	第2回策定委員会	・素々案について審議
令和6年 11 月1日	第3回策定委員会	・素案について審議
令和7年3月7日	第4回策定委員会	・最終案について審議 ・パブリックコメント結果について

庁内委員会等

開催日	会議・実施事項等	内容
令和5年8月 25 日	第1回事務局会議	・アンケート内容検討
11 月 15 日～ 12 月 15 日	市民アンケート	・1,000 人を対象に実施 ・有効回答： 317 人 ・回答率： 31.7%
令和6年2月 28 日	第2回事務局会議	・アンケート集計結果について
令和6年6月 28 日	第1回庁内委員会	・計画の基本事項の検討
令和6年8月1日	第2回庁内委員会	・素々案について審議
令和6年 10 月1日	第3回庁内委員会	・素案について審議
令和6年 12 月	パブリックコメント実施	受付期間 12/10～1/8
令和7年1月 30 日	第3回事務局会議	・パブリックコメント結果について

4　東御市地域福祉計画策定･推進委員会委員名簿

氏名	推薦団体	備考
荒井　昭成	社会福祉法人みまき福祉会	会　長
松本　幸子	東御市民生児童委員協議会	副会長
射手　幸平	田中地区地域づくりの会	委　員
阿部　貴代枝	しげの里づくりの会	委　員
瀬田　智之	祢津地域づくりの会	委　員
塩崎　和男	和地域づくりの会	委　員
小山　美佐子	御牧ふれあいの郷づくり協議会	委　員
岩佐　淳	社会福祉法人ちいさがた福祉会	委　員
丸山　和	東御市ボランティア連絡協議会	委　員
清水　八重子	東御市保護司会	委　員
高橋　美也子	東御市身体障害者福祉協会	委　員
小林　峯雄	東御市シニアクラブ連合会	委　員
矢島　未保	東御市手をつなぐ育成会	委　員
小池　道子	東御市子育て支援審議会	委　員
岡田　佳澄	公益財団法人身体教育医学研究所	委　員

矢野　亮	長野大学	助言者

5　東御市地域福祉計画策定推進委員会開催要綱

（設置）

第 1 条　社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により、東御市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、地域福祉に関する施策を推進するに当たり、東御市地域福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見聴取）

第 2 条　委員会は、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。

（1）計画の策定又は変更に関すること。

（2）計画の推進及び進行管理に関すること。

（3）その他地域福祉の推進に関し必要な事項

（参加者）

第 3 条　市長は、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動者、福祉団体、学識経験者等のうちから委員会への参加を求めるものとする。

（会議）

第 4 条　委員会の会議は、必要のつど市長が招集し、議事の進行及び整理は、福祉課長が行う。

2　委員会において必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

（作業部会）

第 5 条　市長は、必要があると認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

（庶務）

第 6 条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（補則）

第 7 条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。